

岐阜県食品安全行動基本計画（第4期）（案）

目 次

【総 論】

1	岐阜県食品安全行動基本計画策定の趣旨	1
2	岐阜県食品安全行動基本計画の基本的事項	2
	（1）計画の位置づけ	2
	（2）計画の期間	2
	（3）計画の推進体制	2
	（4）計画の進行管理と報告	3
3	第3期計画の取組み状況と課題	4
	施策の方向1 食品等の安全性の確保	4
	施策の方向2 食品に対する安心感の向上	5
	施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保	6
4	第4期計画の目標と施策の方向	7
	体系	8

【各 論】

	施策の方向1 食品等の安全性の確保	9
1	コンプライアンスの推進	9
	（1）コンプライアンスの周知啓発の推進 重点施策	9
2	自主衛生管理の推進	12
	（1）H A C C Pの導入支援 重点施策	12
3	監視指導・検査の推進	15
	（1）食中毒対策 重点施策	15
	（2）アレルギー対策 重点施策	19
	（3）放射性物質対策	22
	（4）農薬対策	25
	（5）食品添加物対策	28
	（6）遺伝子組換え食品対策	30
	（7）環境汚染物質・環境因子対策	33
	（8）畜水産物対策	35
	（9）健康食品対策	38

(10) 食品表示対策	重点施策	41
(11) 輸入食品対策		44
(12) 食品廃棄物対策		47
4 危機管理体制の構築		50
(1) 危機管理対策の推進		50
施策の方向 2 食品に対する安心感の向上		53
1 リスクコミュニケーションの推進		53
(1) 双方向のリスクコミュニケーション	重点施策	53
(2) 食品の安全と信頼に関する情報の提供		56
(3) 県民の意見の収集と活用		59
2 食品の安全・安心に関する教育の推進		61
(1) 学校等における食品安全教育の推進	重点施策	61
(2) 地域社会における食品安全教育の推進		64
3 食品の安全に関する各認定制度の活用		66
(1) 食品の安全に関する各認定制度の普及推進		66
施策の方向 3 将来にわたる安全な食生活の確保		69
1 県内産農畜産物の生産・消費の推進		69
(1) 環境にやさしい農業の推進		69
(2) 地産地消の推進	重点施策	72
2 食品の安全を支える調査研究の推進		75
(1) 食品の安全を支える調査研究の推進・活用		75
3 食品の安全を守る人材の確保		77
(1) 食品の安全を守る人材育成の推進		77
 【資 料 編】		79
岐阜県食品安全基本条例		80
指標一覧		85
相談窓口一覧		90

1 岐阜県食品安全行動基本計画策定の趣旨

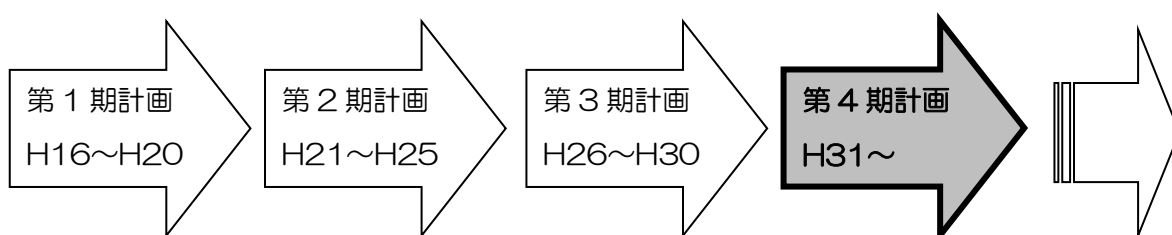
岐阜県では、県民のみなさまの健康で安心な食生活を確保するため、平成 15 年 12 月に議員提案により、全国に先駆け「岐阜県食品安全基本条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成 16 年 4 月 1 日に施行しました。

この条例に基づき、平成 16 年（2004 年）6 月に 5 力年計画として食品等の安全性の確保及び食品に対する安心感の向上（以下「食品の安全性の確保等」という。）に関する目標、施策の方向、具体的な行動の指針を定めた第 1 期「岐阜県食品安全行動基本計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。平成 21 年（2009 年）に第 2 期計画、平成 26 年（2014 年）に第 3 期計画を策定し、県民の食品の安全性の確保等に関する施策を推進してきました。

近年、食品を取り巻く社会環境は変化し、少子高齢化の進行や働き方の多様化による中食・外食産業の需要が増加しています。また食のグローバル化に伴う輸入食品の増大などにより様々な食品が流通するようになっています。こうした変化に伴い、一層の食品等の安全性を確保することが求められるようになっています。

一方で県内外において食中毒事件や事業者による食品偽装などの事件が発生し、さらに平成 28 年 1 月には、県内で食品廃棄物の不正転売事件が発生し、県民の食に関する不安感がさらに高まりました。

こうした社会環境の変化や課題に対応し、引き続き県において施策の推進を図り、食品の安全性を確保するため、平成 31 年度から取り組む第 4 期食品安全行動基本計画を策定します。



※食品・・・すべての飲食物（医薬品・医薬部外品は除く）のこと。

※食品等・・・食品（医薬品・医薬部外品を除くすべての飲食物）のほか、「添加物」「器具（調理器具や食器など）」「容器包装」「食品の原料または材料として使用される農林水産物」のこと。

2 岐阜県食品安全行動基本計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、条例第 20 条に基づいて策定します。

【条例第 20 条】（抜粋）

- 1 知事は、食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県食品安全行動基本計画を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食品の安全性の確保等に関する目標
 - 二 食品の安全性の確保等に関する施策の方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、食品の安全性の確保等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 計画の期間

本計画は、平成 31（2019）年度から 5 年間とし、社会情勢等の変化や関係法令の改正等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の推進体制

条例第 19 条に基づき設置している「岐阜県食品安全・安心推進連絡会議」により全庁的かつ横断的な体制で計画を推進します。

また、学識経験者、消費者、生産者、流通販売業者の代表からなる「岐阜県食品安全対策協議会」を開催し、食品安全に関するさまざまなご意見をいただきながら施策を推進します。

(岐阜県食品安全・安心推進連絡会議)

議長	健康福祉部	健康福祉部長
	知事直轄	広報課長
	清流の国推進部	清流の国づくり政策課長
	危機管理部	危機管理政策課長
	環境生活部	廃棄物対策課長 環境管理課長 県民生活課長
	健康福祉部	健康福祉政策課長 保健医療課長 薬務水道課長 生活衛生課長
	商工労働部	産業技術課長 地域産業課長
	農政部	農政課長 農産物流通課長 農産園芸課長 畜産課長 農村振興課長 里川振興課長
	林政部	県産材流通課長
	教育委員会事務局	体育健康課長

連携

**岐阜県食品安全
対策協議会**

消費者代表
生産者代表
流通業者代表
学識経験者

(4) 計画の進行管理と報告

計画の事業評価を行うため、各施策に指標を設定し検証を行います。

条例第 21 条に基づいて、計画の進捗状況を毎年度、議会に報告するとともに県ホームページに公表を行います。

3 第3期計画の取組み状況と課題

第3期計画では、3つの方向に従って、23の施策に取り組みました。

施策の方向1：食品等の安全性の確保

食品関連事業者に対し、コンプライアンス意識を高めることを目的に食品関連事業者向けの講習会等において、コンプライアンスの徹底を呼びかけました。

また、食品衛生法に基づき毎年度策定している岐阜県食品衛生監視指導計画により、食中毒発生の危害度が高い施設に対し、重点的に監視指導を実施し、食中毒の防止対策に取り組みました。

しかし、一方では平成28年1月に県内食肉販売事業者による食肉の産地虚偽事案が発生し、さらに食品事業者の廃棄食品の不正転売といった食品の安全安心を揺るがす事件が発生しました。このような事件を防ぐため、コンプライアンス意識の徹底が求められます。

また、依然として県内で食中毒事件が発生し、全国的には広域的食中毒事案も多く発生しており、食中毒の発生防止対策の徹底が必要であると言えます。

平成30年6月に約15年ぶりに食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理の制度が導入され、原則としてすべての食品事業者自らが衛生管理計画を作成し、計画に基づき管理を行う必要があります。

これまでの規制で定められている一般衛生管理と合わせてHACCPによる衛生管理を推進することにより、食品の安全性がさらに向上すると期待されます。

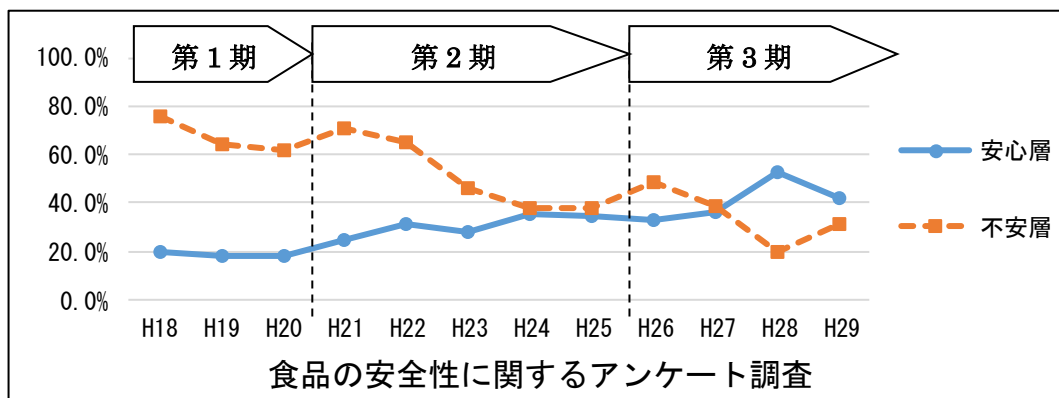
課 題

- ・食品事業者に対するコンプライアンス意識の徹底
- ・食品衛生監視指導及び検査の実施による食中毒防止対策の徹底
- ・食品事業者のHACCPによる衛生管理の導入促進

施策の方向 2：食品に対する安心感の向上

県では食品関連事業者や消費者に対し、広報紙「食卓の安全・安心ニュース」やメールマガジン、Facebook の活用により、食品の安全性に関する情報提供を行うとともに、シンポジウムや食品安全セミナーなどのリスクコミュニケーション事業を実施し、意見交換を行ってきました。

また、岐阜県食品安全対策協議会を開催し、生産者、消費者、流通業者、学識経験者の方々に、それぞれの立場から意見を伺い、県民それぞれの立場からの意見を反映した形で食品の安全性を確保するための取組みを進めてきました。リスクコミュニケーション事業への参加者は、第 2 期計画（平成 21～25 年度）より増加しており、県民の食品の安全性に対する関心は増加していることが伺えます。さらに、県民を対象に行った食品の安全性に関するアンケート結果によると、普段食べている食品の安全性（残留農薬・食品表示など）について不安を感じる人は減少傾向にあり、取組みの効果があらわれてきていることがうかがえます。



今後もこれまでの取組みを継続・発展させ、消費者、食品事業者、行政が双方向にリスクコミュニケーションを行える場を提供していく必要があります。

また、消費者が積極的に食品安全に関する正しい知識・情報に基づき、自ら考えて判断し、食品を選択できるように、学べる場をさらに提供していくことが必要です。特に子どもたちに対し、食品安全に関する教育を行うことが将来に向けて食品の安全・安心を確保することにつながると考えられます。

課 題

- ・ 双方向のリスクコミュニケーションの推進
- ・ 子どもたちへの食品安全の教育の推進

施策の方向 3：将来にわたる安全な食生活の確保

ぎふクリーン農業や GAP（農業生産工程）の導入により、環境にやさしい農業を推進するとともに、食品の安全を守る人材を育成し、将来にわたる安全な食生活の確保を目指しました。

ぎふクリーン農業は平成 29 年 3 月末現在で 17,136ha で取り組まれており、これは県内作付面積の 3 分の 1 を占めています。また県内における GAP の取組みを拡大するため、平成 29 年 10 月に GAP の共通基盤に関するガイドラインに準拠した岐阜県 GAP を策定しました。

補助金等により農家への GAP 導入を支援し、さらに環境にやさしい農業を推進していきます。今後は、県内産の安全で安心な食材を安定的に供給できるような体制を整備し、農産物の直売活動の活性化や県産品取扱い店舗を増加させ、地産地消を進めていくことが求められています。それにより、消費者へ安心を広げていくことになると考えられます。

また、将来に向けて食品の安全・安心を確保するために、食品の安全に関わるすべての人材が高い専門性を持つことが重要であることから、継続した人材の確保と育成を行っていく必要があります。

課 題

- ・ 県内産農畜産物の安定的な供給を図る体制を整備し、地産地消を推進

4 第4期計画の目標と施策の方向

第3期計画における課題をふまえ、第4期計画においては、3つの方向に向け各施策に取り組み、目標達成を目指します。

<目 標>

すべての県民とのコラボレーションにより、「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実現を目指します。

◆安全で

食品等の安全性の確保を目指します。

◆安心な

食品に対する安心感の向上を目指します。

◆将来にわたって

将来にわたる安全な食生活の確保を目指します。

◆コラボレーションにより

過程を重視し、食品関連事業者や関係団体を含むすべての県民とのコラボレーション* によって計画を進めていきます。

重視する手法：コラボレーション

コラボレーションは「共同作業」「協働」といった意味で使われますが、本計画におけるコラボレーションは、共同作業に止まらず、共同作業によって新たに生まれる効果を期待するものです。事業の実施にあたってはコラボレーションを意識し、イベントなどの単発型事業にとどまらず、より長期・持続的なコラボレーションの実現を目指します。

<施策の方向>

目標を実現するため、次の3つの方向に向かって施策を展開していきます。

施策の方向1 食品等の安全性の確保

施策の方向2 食品に対する安心感の向上

施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保

<体 系>

3つの施策の方向、10の基本的施策、25の施策を設定し、計画を進めていきます。また、第3期計画の取組み結果を踏まえ、第4期計画に向けた課題を重点施策として設定しました。

施策の方向	基本的施策	施 策
施策の方向 1	1 コンプライアンスの推進	(1)コンプライアンスの周知啓発の推進 重点施策
	2 自主衛生管理の推進	(1)HACCPの導入支援 重点施策
	3 監視指導・検査の推進	(1)食中毒対策 重点施策
		(2)アレルギー対策 重点施策
		(3)放射性物質対策
		(4)農薬対策
		(5)食品添加物対策
		(6)遺伝子組換え食品対策
		(7)環境汚染物質・環境因子対策
		(8)畜水産物対策
		(9)健康食品対策
		(10)食品表示対策 重点施策
		(11)輸入食品対策
		(12)食品廃棄物対策
	4 危機管理体制の構築	(1)危機管理対策の推進
施策の方向 2	1 リスクコミュニケーションの推進	(1)双方向のリスクコミュニケーション 重点施策
		(2)食品の安全と信頼に関する情報の提供
		(3)県民の意見の収集と活用
	2 食品の安全・安心に関する教育の推進	(1)学校等における食品安全教育の推進 重点施策
		(2)地域社会における食品安全教育の推進
施策の方向 3	3 食品の安全に関する各認定制度の活用	(1)食品の安全に関する各認定制度の普及推進
	1 県内産農畜産物の生産・消費の推進	(1)環境にやさしい農業の実現
		(2)地産地消の推進 重点施策
	2 食品の安全を支える調査研究の推進	(1)食品の安全を支える調査研究の推進・活用
	3 食品の安全を守る人材の確保	(1)食品の安全を守る人材育成の推進

各 論

施策の方向 1 食品等の安全性の確保

1 コンプライアンスの推進

(1) コンプライアンスの周知啓発の推進 **重点施策**

コンプライアンス* を社会に浸透させ、安全と信頼を生み出します。

現状と課題

- これまで産地偽装、賞味期限の改ざん、事故の隠ぺい、食材の使い回しなどが全国的に発生して大きな問題となりました。また、平成 27 年度には、処分されるはずの食品廃棄物が不正に市場に流通される事件が発生するなど、コンプライアンスの取組みが食品関係事業者浸透したとは言えない状況にあります。こうした問題が起きる背景に、コンプライアンスの欠如による利益優先や損失回避の意識、関係法令に関する理解不足があります。
- 食品の安全を確保し、消費者と食品関連事業者* の信頼関係を確立するためには、コンプライアンスの取組みを徹底することが不可欠です。

目指す方向

食品関連事業者にコンプライアンスに対する意識定着を促し、コンプライアンス体制の構築を促進します。また、コンプライアンスに取り組む食品関連事業者を応援する雰囲気社会を醸成します。

主な事業

- 食品等関連事業者等に対する講習会の開催**（生活衛生課、県民生活課、薬務水道課）
食品関連事業者に対し、コンプライアンスに対する意識を定着させ、食品表示法、食品衛生法等の関係法令に関する理解促進を図るため、関係団体と連携し、講習会等において、コンプライアンスに関する周知啓発を行います。
- メニュー表示等合同監視の実施**（県民生活課、生活衛生課）
ホテル・旅館・飲食店等の事業者に対しメニュー表示等食品表示に関する監視及び啓発活動を行います。

○食品廃棄物の適正処理（生活衛生課）

食品製造業に対し、排出事業者の責務を遵守し、廃棄するものが不正に流通しないよう、誰からも廃棄物とわかるように処置して排出するよう、施設監視時に啓発を行います。

コラボレーション

- ・食品衛生責任者* 講習会の実施にあたり、事業者団体である（公社）岐阜県食品衛生協会と連携して、編集委員会方式により講習会テキストを作成するとともに、毎年 1 回の講習会受講の徹底を図ります。（生活衛生課）
- ・食品関係の各生活衛生同業組合と連携して、食品関連事業者に対しコンプライアンス普及に関する周知啓発を行います。（生活衛生課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
食品表示等総合講習会 (事業者対象)の受講者 数 累計	人	496	400	800	1,200	1,600	2,000	生活衛生課 県民生活課 薬務水道課
食品衛生責任者講習会の 実施回数	回	171	130	130	130	130	130	生活衛生課
ホテル・旅館・飲食店等 の立入検査件数	件	115	100	100	100	100	100	県民生活課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・コンプライアンスは、短期的な利益には直結せず、事業者にとってはコストがかかります。しかし、消費者の皆さんの理解と応援があれば、事業者のコンプライアンスへの取り組みが活発になっていくことが期待されます。
- ・事業者のコンプライアンスへの取り組みに関心を持ち、事業者のホームページなどから情報を収集し、コンプライアンスに積極的に取り組む事業者を応援しましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・コンプライアンスへの取り組みの第一歩として、社会が事業者の皆さんに「期待」することは何かを考えてみましょう。
- ・安全な食品を生産し続けるためには、事業者の皆さんが、厳格な安全基準を守っていくことが必要不可欠です。
- ・安全性、おいしさ、価格、真心、高い倫理観、遵法精神、環境保全、社会貢献など、事業者の皆さんには大きな期待がかかっています。その期待に応えることがコンプライアンスです。

用語解説

◇コンプライアンス

「～に応じること」という意味の英語（compliance）です。そこから派生して、「法令遵守を含めた『社会の期待』に応えること」という意味で使われます。「社会の期待」は時代とともに変わっていくものです。「社会が食品関連事業者に期待することは何か？」と考えることが、コンプライアンスへの取組みの第一歩です。

◇食品関連事業者

食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者。

◇食品衛生責任者

食品を製造・販売する施設では、取り扱う食品の種類によって保健所による営業の許可が必要です。こうした施設では、施設の衛生管理や食品の衛生的な取り扱いを徹底するために、食品衛生に関する責任者を定めることが義務付けられています。

食品衛生責任者には、その施設で働く従業員のリーダーとして、食品の安全確保に取り組んでいただけるよう、毎年 1 回、食品衛生責任者講習会を受講していただくことになっています。

2 自主衛生管理の推進

(1) HACCP の導入支援 **重点施策**

食品事業者自らが取り組む衛生管理を支援します。

現状と課題

- 平成 30 年 6 月に公布された改正食品衛生法では、施設の規模や、調理又は製造する食品の種類に関わらず、全ての食品関連事業者に対し HACCP* に沿った衛生管理の導入が制度化されました。事業者が作成する HACCP に沿った衛生管理計画について、監視指導の機会等を通じて確認していくこととなります。
- HACCP に沿った衛生管理には、「HACCP に基づく衛生管理*」と「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理*」があり、事業者はそのいずれかを導入します。
- これまで導入の取組みを行っていなかった事業者には、衛生管理計画の作成支援が必要です。

目指す方向

事業者自らが営業の規模や事業内容に応じて、HACCP に沿った衛生管理計画を作成できるよう支援します。

主な事業

○HACCP に沿った自主的な衛生管理手法の導入支援（生活衛生課）

事業規模や内容に応じた導入支援のための研修会を開催します。また、県各課、業界団体や支援組織が取り組む各種の支援事業を事業者以案内し、事業者が活用しやすい、取り組みやすいものを自ら選べるよう情報提供し、HACCP システムに沿った自主的な衛生管理の導入を支援します。

○食品衛生指導員への助言（生活衛生課）

（公社）岐阜県食品衛生協会が自主衛生管理の一環として実施している食品衛生指導員活動において、HACCP 導入に関する助言を行い、食品衛生指導員が行う食品等事業者に対する HACCP 普及の取組みを支援します。

○岐阜県 HACCP 導入施設認定制度の推進（生活衛生課）

平成 27 年 7 月に食品事業者を対象とした「岐阜県 HACCP 導入施設認定制度」を創設しました。

HACCP に関する講習会の開催、HACCP に基づく衛生管理の導入を希望する施設への相

談対応、助言指導を行います。申請に応じて審査し、一定水準以上の衛生管理を行っている施設を認定します。HACCP 導入による高度な衛生管理の推進を図ります。

コラボレーション

- ・（公社）岐阜県食品衛生協会が行う食品衛生指導員研修会等において、HACCP に関する助言指導を行い、食品衛生指導員活動を支援します。（生活衛生課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
HACCP に関する研修会の参加人数	人	126	200	200	-	-	-	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・食品関連事業者の HACCP 導入の取組みに関心を持ち、食品選択の参考としましょう。
- ・岐阜県 HACCP の認定事業者には、認定マークの使用を認めています。こちらのマークも購入等の参考にご活用ください。



認定マーク

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・食品の安全確保を図るうえで、食品の生産から販売に至る各段階で、食品関連事業者の皆さんが自主的に安全対策を行うことが求められています。
- ・HACCP システムをはじめとする自主衛生管理の手法を取り入れ、食品の衛生的な取扱いに努めるとともに、管理運営のためのマニュアルを作成し、食品の製造・販売に関する記録及び保管をしっかりと行いましょう。

用語解説

◇HACCP

Hazard Analysis and Critical Control point の略称で「危害要因分析重要管理点」と訳されています。食品等事業者自らが食中毒汚染菌や異物混入等の危害要因を十分把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程（CCP）を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

◇HACCP に基づく衛生管理

コーデックス（食品の国際規格）による HACCP の 7 原則に基づく衛生管理のこと。食品等事業者自らが、各々の製品の特性や施設の状況に応じた危害要因分析や管理措置の決定、CCP の特定、CL（管理基準）の設定等を行います。

＜HACCP の 7 原則＞

危害要因分析、管理措置の決定、CCP の特定、CL の設定、モニタリング方法の設定、検証方法の設定、記録と保存方法の設定

◇HACCP の考え方を取り入れた衛生管理

取扱う食品の特性等に応じて HACCP に基づく衛生管理を弾力的に運用した衛生管理のこと。小規模事業者、当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者、提供する食品の種類が多く変更度が頻繁な業種、一般衛生管理の対応で管理が可能な業種が対象となります。

3 監視指導・検査の推進

食品衛生法に基づき、飲食に起因する健康被害を防止するため、営業施設に対する食品・食品添加物・器具及び容器包装の監視指導を行います。監視指導にあたっては、取扱う食品等の種類や営業の特性、規模等により危害度分類を行い、監視の重要性が高い施設に重点を置き、効果的な監視指導を実施します。

また、食品の基準が守られているか科学的に確認し、事業者を指導します。

(1) 食中毒対策 **重点施策**

飲食店などの営業施設や給食、イベント催事、家庭などあらゆる食事提供の場における食中毒* を未然に防ぎます。

現状と課題

- 県内では、年間 20 件前後の食中毒が発生しています。原因施設としては飲食店が多いものの、事業所や家庭においても発生しています。また、全国的には腸管出血性大腸菌 O157 やサルモネラによる食中毒で死者も出ており、飲食店や家庭などで起こる食中毒を未然に防ぐことが必要です。
- 特に、学校や弁当屋などの集団給食施設等における「公共食等*」については、食中毒が発生すると被害が大規模となり、社会的影響も大きくなることから、重点的な対策が必要になります。
- ぎふジビエ* の振興により、利活用される野生獣肉が今後増加することが見込まれるため、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に沿った安全・安心な獣肉を提供できる解体処理施設の整備や、安全性確保に対する高い意識・技術を持つ解体処理者の育成が必要です。

目指す方向

食品関連施設等への効果的な監視指導及び消費者や食品関連事業者への食品衛生知識の普及啓発を実施することにより、食中毒の未然防止を図り、県民の健康を守ります。特に、公共食等の安全性確保については、衛生管理の徹底を図ります。

また、安全・安心な野生獣肉の提供と利活用の拡大を図ります。

主な事業

○食品関連施設の監視指導（生活衛生課）

食中毒発生の危害度が高い施設に対する重点監視指導（危害度別重点監視指導）を実施します。

○**食品衛生責任者講習会における周知啓発**（生活衛生課）

食品衛生責任者を対象に行われる講習会において、最近の食中毒発生状況を情報提供するとともに、防止対策について周知啓発を行います。

○**県内に流通する食品の汚染状況調査**（生活衛生課）

食中毒菌の汚染状況を調査するため、県内に流通する食品の細菌汚染実態調査を行い、その結果に基づき、食品関連事業者に対する助言・指導及び、一般消費者に対する啓発を行います。

○**集団給食施設に対する立入指導等**（生活衛生課）

集団給食施設に対する重点的な立入指導及び給食調理品の収去検査を実施します。

○**学校給食関係者に対する研修の実施**（生活衛生課、体育健康課）

学校給食関係者（調理従事者、栄養教諭・学校栄養職員、行政職員等）に対し、衛生管理や食品安全に関する専門知識に基づいた調理技術、給食管理について研修を行います。

○**各種イベントにおける指導**（生活衛生課）

県内で開催される各種イベントについて、提供される食品の種類や数量などに関する情報を収集し、事前に適切な衛生指導を行います。

○**ジビエの安全性に関する周知**（生活衛生課、農村振興課）

食品衛生責任者講習会や、ジビエ解体技術の講習会などにおいて、ジビエの衛生的な処理加工に関する指針として作成した「ぎふジビエ衛生ガイドライン」の周知と、ジビエの衛生面で配慮すべき事項等について普及啓発を行います。

○**ジビエの衛生管理に関する指導**（生活衛生課、農村振興課）

ジビエの処理を行う施設に対し、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づく衛生管理を指導します。また、解体処理責任者講習会の開催、ぎふジビエ衛生ガイドラインに沿った解体処理施設の整備支援により、安全・安心な野生獣肉（ジビエ）の提供を図ります。

コラボレーション

- ・食品衛生責任者講習会の実施にあたり、事業者団体である（公社）岐阜県食品衛生協会と連携して、編集委員会方式により講習会テキストを作成するとともに、毎年 1 回の講習会受講の徹底を図ります。（生活衛生課）
- ・（公社）岐阜県食品衛生協会が実施している食品衛生指導員による巡回指導等、食品衛生指導員活動を支援します。（生活衛生課）

- ・（公社）岐阜県食品衛生協会の食品衛生指導員と連携し、協会員である食品関連事業者に対し食中毒警報や食中毒予防啓発などの情報提供を行います。（生活衛生課）
- ・学校給食関係の講習会について、専門的な知識を有する講師を依頼する等、関係各課と連携し講義を行います。（体育健康課）
- ・各種イベント等で提供される食の情報収集にあたっては、市町村やイベント主催者等と連携・協力します。（生活衛生課）
- ・ぎふジビエ振興協会、岐阜県調理師連合会、全日本司厨士協会東海支部、岐阜大学へ講師の依頼を行い、ジビエを利用した料理講習会、解体処理責任者講習会を開催します。（農村振興課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
食品衛生監視指導計画中の施設監視達成率	%	209	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生責任者講習会の実施回数（再掲）	回	171	130	130	130	130	130	生活衛生課
集団給食施設の調理従事者等を対象とした衛生講習会の実施回数	回	56	50	50	50	50	50	生活衛生課
ぎふジビエ衛生ガイドラインに沿った解体処理施設数（累計）	施設	-	31	36	40	-	-	農村振興課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

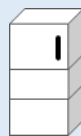
- ・家庭での食中毒の発生を防ぐために、次の3つのことを心がけましょう。



つけない

【清潔】

- ・食品、手、調理器具をしっかりと洗う
- ・食品はふたやラップで覆って保存する



増やさない

【迅速・冷却】

- ・冷蔵が必要な食品は、すぐ冷蔵庫に入れる
- ・できた料理は時間を置かずに食べる



やっつける

【加熱】

- ・食品を十分に加熱して食べる
- ・調理器具を定期的に消毒する

施策の方向 1 食品等の安全性の確保

- ・下痢や腹痛、嘔吐など、食中毒が疑われるような症状がある時は、かかりつけの医師に相談してください。
- ・大切な家族や自分の健康は自分で守るという心構えで、食中毒に関する正しい情報を知り、食中毒を予防しましょう。特に抵抗力の弱いお年寄りや小さなお子さんは、加熱不十分な食肉を喫食しないよう、注意しましょう。
- ・ぎふジビエは、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に沿った施設で解体処理された安全・安心な獣肉です。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・飲食店・学校などにおいて食中毒が発生すると、大規模な被害となります。
- ・食中毒を未然に防ぐには、調理に関わる方が食品衛生に関する正確な知識やルールを理解するとともに、調理従事者の健康管理チェック表を作成するなど、従事者全員の健康状態を常に把握しておくことが大切です。
- ・安全な食品を提供するという責任感を持ち、食品の衛生管理に取り組みましょう。
- ・消費者に安全・安心な野生獣肉を提供するには、ぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠するとともに、ぎふジビエとしての登録を進める必要があります。

用語解説

◇食中毒

食品に起因する胃腸炎、神経障害などの中毒症の総称。その原因物質によって、微生物性食中毒、自然毒食中毒（毒キノコやフグ毒などが原因）、化学物質による食中毒などに分類されます。

◇公共食等

学校、病院、保育所、社会福祉施設等の公共的な機関で提供される給食や、祭りなど各種イベントで提供される食を指します。

◇ジビエ

狩猟等により捕獲された野生鳥獣の食用肉のこと。野生鳥獣の狩猟肉には、E型肝炎ウイルスや寄生虫、食中毒の原因となる病原体が付着している危険性があります。

(2) アレルゲン対策 **重点施策**

食物アレルギーによる健康被害を防ぎます。

現状と課題

- 約 2 人に 1 人が何らかのアレルギー疾患に罹患しており、食物アレルギーの患者は、乳児から学童期前までで約 80%を占めています。
- 全国的には、食物アレルギーのなかでも重篤な症状であるアナフィラキシーショックによる健康被害も報告されています。アナフィラキシーショックは、全身発赤、呼吸困難、血圧低下、意識消失などの症状が短時間のうちに現れ、対応が遅れると死に至ることもあります。
- 県内の製造施設に対し、使用原材料の点検及び確認検査によりコンタミネーション* 防止対策や適切な表示の徹底について指導します。アレルギー対応食調理施設に対し、ふき取り検査や収去検査を行い、アレルゲンのコンタミネーション防止対策が実施されているか確認し、指導します。
- 消費者が安心して食の選択を行うために、食品関連事業者は食品のアレルギーの表示を適正に行うことやコンタミネーション（意図しない混入）防止対策を徹底する事が重要です。また、消費者に対して食物アレルギー表示制度など正しい知識を普及させることが重要です。

目指す方向

アレルゲンの混入防止と適正表示についての徹底した監視指導を行うとともに、アレルゲンの表示制度や食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食物アレルギーによる事故を未然に防止します。

主な事業

○アレルゲンに関する監視指導（生活衛生課）

食品関連事業者に対し、原材料の使用状況や製造工程の確認を行い、アレルゲンに関するコンタミネーション防止対策の助言指導や監視指導を行います。また、アレルゲンとして表示が義務化されている品目について、適正表示がなされているかどうか検査します。

○食物アレルギーに関する周知（生活衛生課、保健医療課）

食品関連事業者及び消費者に対し、各種講習会などを通じて、アレルギー表示制度や食物アレルギーに関する知識の普及を図ります。

コラボレーション

- ・食品衛生責任者講習会の実施にあたり、事業者団体である（公社）岐阜県食品衛生協会と連携して、アレルギー表示制度や食物アレルギーに関する内容を盛り込むとともに、毎年 1 回の講習会受講の徹底を図ります。（生活衛生課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成 29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
食品衛生監視指導計画中の食品製造施設への立入検査施設数	施設	113	100	100	100	100	100	生活衛生課
アレルギー検査数 （累計）	検体	32	30	60	90	120	150	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・食物アレルギーは多くの方が抱える問題であり、すべての人にとって関係があります。
- ・食物アレルギーを持つ方が健康上の被害にあわないように、容器包装された加工食品に特定原材料（下記参照）を使っている場合、その旨を容器に明確に表示するよう、食品表示法で義務付けられています。

※ 特定原材料

過去の健康危害の程度や頻度を考慮し、表示義務を法律で定めたもの。

平成 30 年 3 月現在、7 品目が特定原材料として表示義務となっており、20 品目が表示推奨。

特定原材料（必ず表示される 7 品目）

卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生

- ・また、食物アレルギーと向き合う場合、正しい診断に基づいて、必要最小限の範囲で原因となる食物を取り除くことが大切です。
- ・まずは、表示をよく確認しましょう。外食等で表示がない場合も、必要に応じて事業者を確認すると良いでしょう。
- ・そして、思い込みで必要以上に取り除き、栄養が偏ることで子どもの成長が阻害される可能性もありますので、食物アレルギーが疑われるときは、医療機関を受診するなどして、適切な対策を取りましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・ アレルゲンの正しい表示や混入防止対策は、食物アレルギーを持つ方の健康危害を防止するために必要不可欠です。
- ・ もし、アレルギー表示の誤りや記載もれがあった場合、あるいはアレルゲンが混入してしまった場合、表示を信用して購入した方がアレルギー症状を起こし、場合によっては命の危険にさらされます。
- ・ 食物アレルギーの危険性と対策の重要性を日頃から意識し、適正なアレルギー表示と混入防止対策を徹底しましょう。

用語解説

◇コンタミネーション

食品を製造する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せずして最終加工食品に混入してしまうこと。

(3) 放射性物質対策

放射性物質に関する検査を適切に実施します。

現状と課題

- 平成 22 年度に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気・水・土壌・食品等が放射性物質により汚染されました。
- 食品による内部被ばくを防ぐため、国は平成 23 年 3 月 17 日から、食品に含まれる放射性物質について暫定規制値を定め、規制を行いました。平成 24 年 4 月 1 日からは、食品の安全と安心を一層確保するため、年間の線量の上限を 1 ミリシーベルトとする新たな基準値が適用されています。食品中の放射性物質の検査については、国が定めたガイドラインに基づき、検査対象として定められた地方自治体で計画的に検査が行われ、基準値を超えた食品については、食品衛生法により廃棄や回収等の措置が取られます。
- 食品の放射性物質対策は長期にわたる問題であり、県内に流通する食品や大気環境中の放射性物質について、基準に適合しているかどうかを検査で確認するとともに、状況に応じて県内で生産される農畜水産物の放射性物質検査を行い、こうした結果を県民に情報提供していく必要があります。
- 県では、県内で生産される農畜水産物や県内に流通する食品に対する放射性物質検査を実施してきましたが、平成 30 年 3 月現在において、新たな基準が設定された平成 24 年 4 月以降、いずれの検査においても国の定めた基準を超えるものは出ていません。

目指す方向

県内に流通する食品の放射性物質検査を実施し、県内の食品の安全性を確保するとともに、結果を公表し、安心感の向上を図ります。

また、県内の環境放射線の状況把握を行い、県ホームページで情報提供を行います。

主な事業

- 放射性物質検査の実施**（農政課、農産園芸課、畜産課、里川振興課、生活衛生課）
県内の主要農畜水産物について放射性物質検査を実施し、県ホームページに掲載します。
- 空間放射線量率の常時監視の実施**（環境管理課）
空間放射線量率の定点測定を県内各地点で行います。測定データについてはリアルタイムで公開します。

コラボレーション

- ・全農岐阜県本部、岐阜県農業協同組合中央会他県下全農協、岐阜県保健環境研究所、岐阜市食肉地方卸売市場、飛騨食肉センター、養老町立食肉事業センターと協力し、県内と畜場でと畜された県内産肉用牛の放射性物質全頭検査を適切に実施します。(畜産課)

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
県内に流通する農畜水産物等に対する放射性物質検査数 〔累計〕	検体	80	25	50	75	100	125	生活衛生課
空間放射線量率の定点測定地点数	地点	12	12	12	12	12	12	環境管理課

岐阜県からのメッセージ

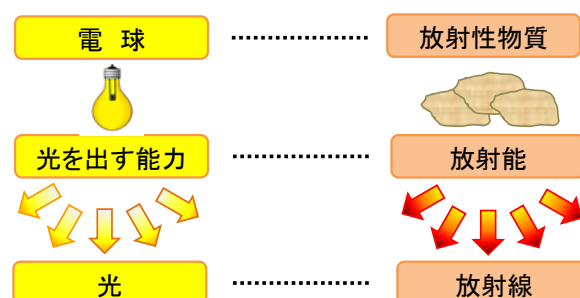
○消費者の皆さんへ

- ・放射性物質の基準値については、内閣府食品安全委員会において、できる限りの科学的知見を収集・分析し、専門家による濃密な議論を経てとりまとめられたものです。
- ・これをもとに、厚生労働省において基準値を設定しており、この基準値を上回る放射性物質が検出された食品は、市場に出回らないようになっています。
- ・私たちは、原子力発電所事故とは関係なく、普段からある程度の量の放射線を自然界から受けていますが、特段、それを意識することなく生活しています。
- ・氾濫する情報に不安を感じることもあるかと思いますが、国をはじめとする各行政機関において検査数値等の情報を積極的に提供していますので、正しい知識と情報を入手し、冷静に判断しましょう。

参考：放射性物質について

◇放射性物質

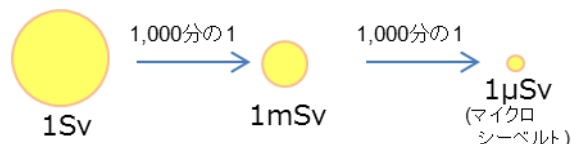
放射線を出す物質を「放射性物質」、放射線を出す能力を「放射能」といいます。電球に



例えば、放射性物質が電球、放射能は光を出す能力、放射線は光といえます。

◇放射性物質に関する単位

- ・ B q（ベクレル）：放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位
- ・ S v（シーベルト）：放射線による人体への影響の大きさを表す単位



例えば、胸部 X 線検査 1 回は 0.06mSv、食べ物にもともと含まれる放射性物質である天然のカリウム 40 からの被ばく線量（1 年分）は、約 0.2mSv になります。

◇放射性物質の基準値

食品中の放射性物質について、厚生労働省では、より一層食品の安全と安心を確保するために、平成 24 年 4 月から長期的な観点から新たな基準値を設定しています。具体的には、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間 5 ミリシーベルトから年間 1 ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定しています。この数値は「その食品を食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が十分小さく安全なレベル」とされています。

【放射性セシウムの新たな基準値】(単位：ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

地方自治体では、この数値をもとに食品中の放射性物質の検査が行われており、基準値を超えた場合には、地域や品目ごとに出荷が止められ、基準値を超える食品が市場に出回ることがないようにしています。平成 29 年度には 30 万件以上の検査が行われましたが、現在は汚染が低下した結果、基準値を超えて検出されているのは一部の地域の野生きのこや山菜、野生鳥獣肉類などごく一部の品目だけとなっています。

➤ 岐阜県ホームページ「食品の放射性物質汚染に関する情報」

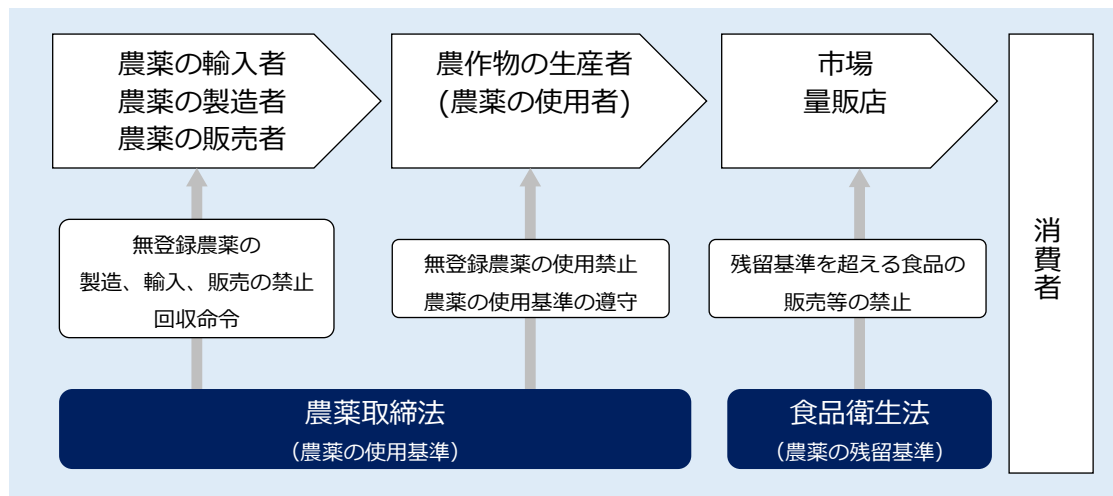
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shoku/shokuhin/11222/housyanou-syokuhin-anzen.html>

(4) 農薬対策

農薬の適正使用と安全性確保を図ります。

現状と課題

- 農薬に関する法的規制として、農薬取締法と食品衛生法が挙げられます。農薬取締法では、農場などで農薬を使用する際の規制を、食品衛生法では食品として流通しているときに適用される基準を定めています。これらの法に基づき、農薬の販売及び使用の適正化と残留農薬検査による安全確認などの対策を行っています。



農薬に関する安全確保の取組み

- 平成 28 年度、県内に流通する輸入冷凍野菜を検査したところ、1 検体から基準値を超える農薬が検出されたため、輸入業者を管轄する自治体が輸入業者に輸入冷凍野菜の回収を命じました。
- 今後も食品中に基準を超える農薬が残留することがないように、農薬の適正な販売及び使用の徹底と流通段階における残留農薬検査を実施し、消費者の不安解消を図っていく必要があります。
- 農薬の安全使用の徹底、農薬の適正販売、農薬管理指導士* の養成により農産物の安全の確保を図っています。

目指す方向

農薬販売店の監視指導、専門知識を持つ人材の育成及び生産者による自主管理体制の支援により、農薬の適正な販売と使用を徹底します。また、県内に流通する農産物について残留農薬の検査を行い、安全性を確認します。

主な事業

○農産物等の残留農薬検査（生活衛生課）

県内に流通する農産物についてのモニタリング検査を行い、残留基準を超過したものがないか確認します。

○農薬販売店の検査（農産園芸課）

農薬販売店に対する検査を行い、無登録農薬を取り扱っていないか等を確認します。

○農薬管理指導士の養成（農産園芸課）

農薬に関する専門的な知識を持ち、農薬の適正な使用方法について助言指導を行う役割を担う農薬管理指導士を育成します。

○農薬に関する講習会の開催（農産園芸課）

農薬使用者の自主管理体制を強化するため、農薬販売者や使用者に対する研修会を実施します。

コラボレーション

- ・農薬販売店の検査を農林水産省東海農政局、岐阜市保健所と協力して実施します。（農産園芸課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
県内に流通する食品（輸入農産物等を含む）の残留農薬検査数 〔累計〕	検体	160	160	320	480	640	800	生活衛生課
県内に流通する輸入食品（加工食品）の残留農薬検査数 〔累計〕	検体	50	50	100	150	200	250	生活衛生課
県内に流通する輸入食品（農産物等）の残留農薬検査数 〔累計〕	検体	87	80	160	240	320	400	生活衛生課
農薬販売店の検査数	店舗	977/ 1,270	全販売店の 半数	全販売店の 半数	全販売店の 半数	全販売店の 半数	全販売店の 半数	農産園芸課
県内産農産物の残留農薬基準超過件数	件	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	農産園芸課
農薬販売者・使用者等研修の受講者数 〔累計〕	人	701	400	800	1,200	1,600	2,000	農産園芸課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・農薬は、病虫害の防除や除草の労力を軽減し、品質の良い農作物を安定的に生産するため、大きな役割を果たしています。
- ・残留する農薬については、内閣府食品安全委員会による安全性評価を受け、一生食べ続けても健康に影響がないレベルの量が残留基準とされており、使用基準を守れば残留基準の値を超えないように設定されています。
- ・農薬の有用性とそのリスクを理解しながら、農薬の使用や流通の現状について知識を深めましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・農薬の安全は、登録された農薬を、定められた方法で使用することで確保されています。
- ・生産者の皆さんは、農薬の使用基準を遵守するとともに、農薬の保管・使用器具の洗浄や飛散による他の作物への付着などにも注意しましょう。

用語解説

◇農薬管理指導士

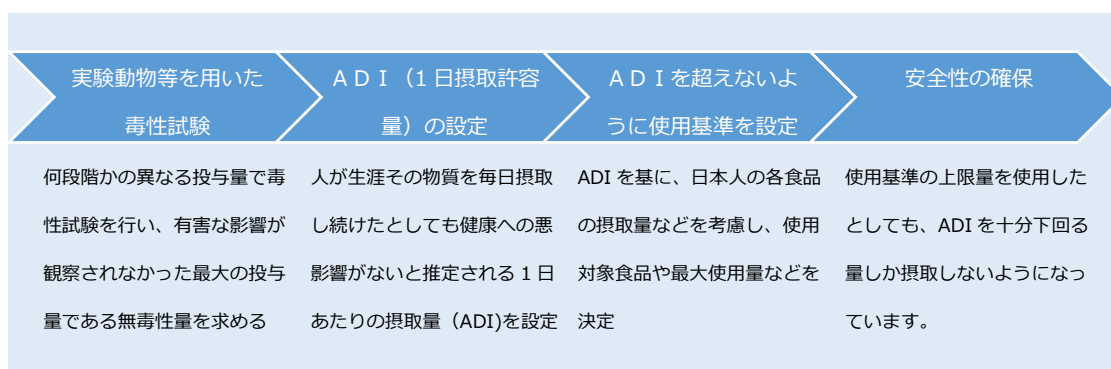
農薬の取り扱い、使用に関する安全性の確保を図る観点から、農薬販売者、農薬適正使用者（防除業者、ゴルフ場の農薬使用管理責任者）等の資質向上の一環として、関係法令など農薬に関する研修を受講し、試験に合格した者を農薬管理指導士として認定しています。

(5) 食品添加物対策

食品添加物の適正な使用を徹底します。

現状と課題

- 食品添加物は、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造や加工の際に保存や味・香りを整えるなどの目的で使用されるものです。流通する多くの加工食品には、保存料や着色料などの食品添加物が利用されており、食品添加物は、今日の私たちの豊かな生活に大きく関わっていると言えます。
- 食品添加物を使用する場合には、使用できる食品の範囲や使用量を守り、使用した食品添加物については原則として全て表示することが義務付けられています。食品添加物の使用基準は、下の図のような流れで設定されます。



食品添加物の安全性確認の流れ

- 不適切な使用方法や製造者の不注意などによる使用基準違反や表示違反がしばしば発生しており、引き続き、食品添加物の使用実態や違反事例などを踏まえ、検査・指導を実施する必要があります。

目指す方向

県内で製造され、流通する食品に対する食品添加物の使用状況や表示が適正に行われているか監視・指導します。また、消費者が検査結果を正しく理解するための情報提供を行います。

主な事業

○食品関連施設に対する監視指導（生活衛生課）

県内の食品製造施設に立入検査を行い、食品添加物の使用状況を確認し、適正な使用を指導します。

○県内に流通する食品の検査（生活衛生課）

県内に流通する食品（輸入食品を含む）について、保存料や着色料、防かび剤などの使用状況や表示について検査を行い、食品添加物の適正な使用・表示が行われているかを確認します。

○食品添加物に関する情報提供（生活衛生課）

食品添加物の適正な使用や表示に関する情報提供を食品事業者向け講習会等で行います。

コラボレーション

- ・（公社）岐阜県食品衛生協会と連携して、食品衛生責任者講習会などの機会を通じ、食品関連事業者に対し食品添加物の知識普及を図ります。（生活衛生課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
県内に流通する食品（輸入食品を含む）の食品添加物検査数 累計	検体	447	430	860	1,290	1,720	2,150	生活衛生課
県内に流通する輸入加工食品の食品添加物検査数 累計	検体	128	120	240	360	480	600	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・食品添加物は、味や色・香りを良くするだけでなく、長期保存を可能にしたり、危険な細菌類の殺菌といった用途において大きな役割を果たしており、食品添加物なしに我々の現在の生活水準は成り立ちません。
- ・人の健康を損なう恐れのないレベルで基準が定められ、製造・流通段階において、基準に適合しているかどうか監視されています。食品添加物の必要性やそのリスクを理解しながら、表示を見て、自分なりの判断基準で食品を選択しましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・食品製造において、食品添加物は大きな役割を果たしている一方で、消費者には、食品添加物に対する根強い不安があります。
- ・事業者の皆さんは、食品添加物の適切な使用と正しい表示を行うとともに、消費者に対する積極的な情報提供を心がけましょう。また、法律や基準は変更される可能性があります。以前は使用可能であった食品添加物がその後の研究により、使用できなくなることもあります。最新の情報を収集し対応していくことが必要です。

(6) 遺伝子組換え食品対策

安全性未審査の遺伝子組換え* 食品の流通を防ぎます。

現状と課題

- I S A A A（国際アグリバイオ事業団）の報告書（平成 29 年）によれば、遺伝子組換え作物は、全世界において 1 億 8 千 980 万 ha で栽培されています。作物別に見ると、大豆の 50%、とうもろこしの 31%で遺伝子組換え作物の栽培がなされています（総栽培面積における割合）。
- 今後、世界的に遺伝子組換え作物の栽培が増加することが予想され、それに伴い、国内で流通する農産物の量も増加すると考えられます。
- 現在、遺伝子組換え作物の日本国内での商業的な生産はなく、国内に流通している遺伝子組換え食品は全て、輸入されたものか、輸入原材料を使用して国内で加工された食品です。国では、日本で安全性の審査が終了しておらず、日本に輸入される可能性がある遺伝子組換え食品を中心として、検疫所において輸入時検査を行っています。県においても、県内に流通している食品に対する検査を実施するなど、安全性の審査がされていない遺伝子組換え食品の流通を防止しています。
- 国内において安全性が確認され、販売・流通が認められているのは、平成 30 年 10 月現在で食品 8 作物（319 品種）、食品添加物 15 種類（37 品目）です。なお、これまで県が行った県内に流通する食品に対する遺伝子組換え食品の検査では、審査されていない遺伝子組換え食品が輸入され流通しているというような違反事例はありません。

食品 (8 作物)	大豆、じゃがいも、なたね、とうもろこし、わたてんさい（砂糖大根）、アルファルファ、パパイヤ
食品添加物 (15 種類)	α-アミラーゼ、キモシン、ブルナーゼ、リパーゼ、リボフラビン、グルコアミラーゼ、α-グルコシルトランスフェラーゼ、シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ、アスパラギナーゼ、ホスホリパーゼ、β-アミラーゼ、エキソマルトテトラオヒドロラーゼ、酸性ホスファターゼ、グルコースオキシターゼ、プロテアーゼ

- 遺伝子組換え食品の表示基準に基づく適正な表示が行われるように監視指導を行っていく必要があります。

目指す方向

安全性を審査していない遺伝子組換え食品の流通を防止するとともに、遺伝子組換え表示の適正化を図り、消費者が自らの判断で選択できるようにします。

主な事業

○食品製造施設への立入検査の実施（生活衛生課）

県内の食品製造施設の立入検査を行い、適切に分別生産流通管理*された原材料が使用されていることを確認します。

○流通する食品に対する遺伝子組換え検査（生活衛生課）

県内に流通する食品について、安全性が審査されていない遺伝子組換え食品が流通していないことや、適正な表示がなされていることを確認します。

○県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査（農産園芸課）

稲・麦・大豆の優良品種を選定するための調査を実施します。また、県内に供給される稲・麦・大豆の種子生産は場審査、生産物審査等を実施します。

コラボレーション

- ・（公社）岐阜県食品衛生協会と連携して、食品衛生責任者講習会などの機会を通じ、食品関連事業者に対し遺伝子組換え食品の知識普及を図ります。（生活衛生課）
- ・岐阜県米麦改良協会と協力し、県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査を行います。（農産園芸課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
県内に流通する食品の遺伝子組換え検査数 [累計]	検体	32	30	60	90	120	150	生活衛生課
県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査数 [累計]	検体	1	1	2	3	4	5	農産園芸課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・遺伝子組換え技術により、害虫に強い、除草剤に耐性があるなど、人にとって有益な性質を持つ農作物を作ることが可能です。
- ・例えば、遺伝子組換え技術により、とうもろこしの茎の内部にいて、外から農薬をまいてもなかなか死なない害虫が繁殖するのを抑えることが可能になります。また、除草剤に耐性を持つ大豆では、雑草を除く作業が楽になるだけでなく、雑草を除くために土を掘り返す必要がなくなり、環境保全（地表の土壌が風により舞い上がって失われることを防ぐ）に大きなメリットがあるとされています。

施策の方向 1 食品等の安全性の確保

- ・これ以外にも、今後は乾燥地で栽培できる作物や、特定の栄養成分を多く含む作物など、さまざまな農作物が開発される可能性があります。
- ・いろいろな情報が氾濫し、不安もあるかと思いますが、遺伝子組換え作物の有用性とそのリスクに対する理解を深めた上で、表示をよく見ながら、自分なりの判断基準で食品を選択しましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・遺伝子組換え作物には、害虫や農薬に強いといった大きなメリットが存在する一方で、日本で安全性が審査されていない作物が入ってきているのではないかなど、不安が根強く存在します。消費者の不安を取り除くためにも、事業者のみなさんは、分別管理と正しい表示の徹底をお願いします。
- ・また、法律や基準は変更する可能性が常にあります。最新の情報を収集した上で対応することが必要です。

用語解説

◇遺伝子組換え

生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせること。

◇分別生産流通管理

遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を農場から食品事業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

(7) 環境汚染物質・環境因子対策

食品を介して健康に影響を及ぼす環境汚染等の実態を把握します。

現状と課題

- ダイオキシン類は焼却過程等において非意図的に生成する難分解性の物質であり、環境中（大気、水質、地下水、土壌）に排出されたダイオキシン類が食品等を介して人体に蓄積することで、健康影響が懸念されています。環境保全や県民の健康を守るため、県内の環境中におけるダイオキシン類による汚染の状況を把握し、ダイオキシン類の発生を抑制する必要があります。
- 県民の健康を守り環境を保全するために、環境因子について作物中の分布の状況を把握し、適切な対策を行っていく必要があります。
- 県では、県内に流通する食品中の環境汚染物質の含有量を調査し、安全性を確認するとともに、環境中（大気、河川、土壌等）の環境汚染物質の調査・監視を実施しています。

目指す方向

環境中（大気、河川、土壌等）及び農畜水産物に含まれる環境汚染物質の実態を把握し、県内で生産される食品の安全性を確認します。

主な事業

- ダイオキシン類の発生源対策（環境管理課）**
ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設* に対して立入検査を行い、施設の使用状況や自主測定の実施状況の確認及び指導等を行います。
- 環境中のダイオキシン類の常時監視（環境管理課）**
県内の大気、河川、地下水、土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視します。
- 農作物中の重金属類の実態把握（生活衛生課、農産園芸課）**
県内で生産される農畜産物について、環境汚染物質（主要農産物の重金属含有量や牛乳のPCB含有量等）を検査します。
- 水生生物保全に関する環境基準物質の常時監視（環境管理課）**
県内の主要河川において、水生生物や生態系へ影響のある化学物質の汚染状態を常時監視します。

指標

項目	単位	2017年度 (平成 29 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
米のカドミウム検査数 [累計]	検体	3	3	6	9	12	15	生活衛生課
牛乳等の PCB 検査数 [累計]	検体	2	2	4	6	8	10	生活衛生課
農作物中の重金属等の 調査数 [累計]	検体	92	90	180	270	360	450	農産園芸課
ダイオキシン類常時 監視検体数	検体	30	33	33	33	33	33	環境管理課
水生生物保全に係る環 境基準達成率	%	100	100	100	100	100	100	環境管理課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・環境汚染物質とは、その危険性が未だによくわかっていないものもありますが、鉛、カドミウムなどの重金属類、有機塩素系化合物、ダイオキシン類など、様々なものが対象となります。県では、環境汚染物質による環境汚染が起きていないかどうか、監視をしています。
- ・環境を保全し、安全な農畜水産物を供給するために、家庭でのごみ排出を削減するなど、消費者としてできることを行いましょう。また、環境汚染に関する正しい知識の習得も必要です。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・環境を保全し、安全な農畜水産物を供給するために、ごみや環境汚染物質の排出を削減するなどの努力のほか、環境汚染に関する正しい知識の習得・環境汚染を抑制する技術の導入など、環境に配慮した事業展開をお願いします。

用語解説

◇特定施設

工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水もしくは廃液を排出する施設としてダイオキシン類対策特別措置法施行令で定める施設。

(8) 畜水産物対策

安全・安心な畜水産物の供給を図るために調査・指導を行います。

現状と課題

- 動物用医薬品の家畜への使用については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令で投与方法等が定められています。動物用医薬品の不適切な管理・使用により、残留事例が発生すると、消費者の食の安全性に対する不信感を募らせるとともに、抗生物質の効かない耐性菌の出現を引き起こす原因ともなり、将来的に人や家畜の健康を脅かす可能性があります。このため、畜産農家、動物用医薬品販売業者及び家畜診療施設に対する巡回指導等により、安全・安心な畜産物を生産するための適正な動物用医薬品の使用及び流通について意識の向上が必要です。
- 安全・安心な畜産物の供給を図るため、動物用医薬品販売業者、家畜診療獣医師及び畜産農家に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下医薬品医療機器等法）」等関連法令の遵守、飼養衛生管理技術の向上について指導・啓発を行う必要があります。
- と畜* 場及び食鳥処理場において、と畜検査員又は食鳥検査員により食用に適しているか検査を行い、安全な食肉・食鳥肉を確保するとともに、施設の衛生管理を指導しています。また、と畜場において特定部位* の除去を行い BSE 対策を実施しています。
- 県下の漁業協同組合及び養殖業者を対象に魚病の発生状況の調査を行っています。また、水産用医薬品の適正な使用について丁寧な説明と呼びかけを行い、使用状況の調査を行っています。
- 専門知識や技術を有した職員が不足していることから、養成講座や講習会に積極的に参加して専門知識や技術の習得を進める必要があります。

目指す方向

動物用医薬品、水産用医薬品の適正な使用の徹底及び BSE 検査の適切な実施により、畜水産物の安全性を確保します。

主な事業

○動物用医薬品の適正使用に関する生産者指導（畜産課）

食肉・鶏卵生産段階での薬剤耐性菌等の検査及び動物用医薬品等の使用実態を調査し、動物用医薬品等の適正使用の徹底を指導し、畜産物の安全性の確保を図ります。

○家畜診療施設や動物用医薬品販売業者への指導（畜産課）

獣医師法、獣医療法及び医薬品医療機器等法に基づいて家畜診療施設、動物用医薬品販売業者を立入調査し、適正な獣医療の提供を図り、動物用医薬品の適正な販売を監視します。

○県内に流通する食品等に対する検査指導（生活衛生課）

県内のと畜場や食鳥処理場で処理された食肉や、県内に流通する畜水産物（輸入品を含む）について、残留動物用医薬品の検査を行い、基準に違反する食品の排除を行うとともに、違反原因を明らかにして検査結果を公表します。

○と畜場及び食鳥処理場における枝肉等の汚染防止対策（生活衛生課）

と畜場及び食鳥処理場へ HACCP の導入を支援し、と畜場及び食鳥処理場の作業員の衛生意識の向上を図ります。また、腸管出血性大腸菌やカンピロバクター等の食中毒菌に汚染されないよう防止対策の徹底を指導します。

○生産段階からと畜段階における BSE 対策（畜産課、生活衛生課）

牛の肉骨粉を原料とする飼料を家畜に与えないように畜産農家等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定危険部位の除去を徹底し、BSE 対策を継続して実施します。

○養殖衛生管理体制の整備（里川振興課）

養殖水産物の安全・安心を確保するため、養殖経営体等へ巡回指導や防疫講習会の開催等により、安定した養殖魚の生産体制の推進、水産用医薬品の適正な管理・使用の徹底を指導します。

コラボレーション

- ・水産研究所と協力し、養殖業者（岐阜県魚苗センターを含む）への指導を行います。（里川振興課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
薬剤耐性菌調査検体数 [累計]	検体	17	10	20	30	40	50	畜産課
動物用医薬品不適正使用 把握件数	件	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	畜産課
畜産農家への立入・巡回 指導の実施	—	1,409/ 1,409	全農場 に対し 年1回	全農場 に対し 年1回	全農場 に対し 年1回	全農場 に対し 年1回	全農場 に対し 年1回	畜産課

家畜診療施設（診療獣医師）に対する指導の実施	—	72/72	全施設に対し年1回	全施設に対し年1回	全施設に対し年1回	全施設に対し年1回	全施設に対し年1回	畜産課
動物用医薬品店舗販売業者（特例店舗販売業者を除く）に対する立入検査の実施	—	14/24	全店舗の半数に対し年1回	全店舗の半数に対し年1回	全店舗の半数に対し年1回	全店舗の半数に対し年1回	全店舗の半数に対し年1回	畜産課
動物用医薬品特例店舗販売業者に対する立入検査の実施	—	56/114	全店舗の1/3に対し年1回	全店舗の1/3に対し年1回	全店舗の1/3に対し年1回	全店舗の1/3に対し年1回	全店舗の1/3に対し年1回	畜産課
県内に流通する食肉等の残留動物用医薬品検査数（輸入品含む） 〔累計〕	検体	462	500	1,000	1,500	2,000	2,500	生活衛生課
県内に流通する輸入食肉等の残留動物用医薬品検査数 〔累計〕	検体	82	75	150	225	300	375	生活衛生課
指導を実施する養殖経営体等の割合	%	87	85	85	85	85	85	里川振興課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・県では、牛乳・乳製品や牛肉等の畜産物及び養殖魚等の水産物についての安全・安心確保と、安定的な供給を推進しています。食品関連事業者等への監視指導を通じ、農場等から食卓まで一貫した安全性を確保し、県民の皆さんに安心して美味しく食べてもらえる畜水産物を提供するよう取り組んでいます。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・畜水産物に対する消費者の安全・安心を確保するためには、飼料や動物用・水産用医薬品の関係法令等に基づく適正な使用を図ることが重要です。動物用・水産用医薬品を使用の際は、獣医師の指示や指示書に記載された使用基準を守り、適正な使用に努めましょう。

用語解説

◇と畜

牛、馬、豚、羊といった獣畜を、食用に供する目的でとさつし、又は解体すること。必要な措置等については、と畜場法により定められています。

◇特定部位

異常プリオンタンパク質が蓄積する可能性があるため、除去及び焼却が義務付けられている部位。（30 ヶ月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉、皮を除く）、脊髄及び脊柱。全月齢の扁桃及び回腸遠位部。）

(9) 健康食品対策

医薬品成分を含有する健康食品等による健康被害を防ぎます。

現状と課題

- 近年、乳児から高齢者までの幅広い世代において、健康食品やサプリメントの利用が拡大していますが、一方で健康食品の摂取による健康被害が発生しています。
全国では、健康食品から医薬品成分が検出される事例が散見されています。さらに、健康食品に医薬品のような効能効果を標ぼうするなど、虚偽誇大な表示や広告が行われている例も少なくありません。健康食品の過剰摂取や、健康食品と医薬品の併用による病状の悪化など、消費者が健康食品の適切な利用方法を取り入れることで防止できる事例もあります。
- 医薬品成分を含む健康食品を販売したり、不適切な広告宣伝が行われることのないよう、事業者に対する指導を徹底するとともに、消費者に対し健康食品の正しい知識を普及することにより、健康食品による危害の防止を図る必要があります。

目指す方向

製造施設の実態把握と流通・広告の監視を行い、健康食品の安全性を確保します。また、消費者が必要性の有無や使用方法などについて正しい判断ができるよう、健康食品に関する情報提供を行います。

主な事業

- 健康食品の試買検査**（薬務水道課）
健康食品等を買上げ、表示の確認をするとともに、医薬品成分が違法に含まれていないか検査を行います。
- 健康食品取扱事業者等に対する監視指導**（薬務水道課）
健康食品の販売店や製造業者に対する監視指導及びインターネット等の広告監視を行い、無承認無許可医薬品の流通を防ぎます。
- 健康食品製造施設の調査指導**（生活衛生課）
健康食品製造施設のうち、錠剤、カプセル状等食品の製造施設について定期的に立入調査を実施し、組織体制や作業工程・設備など、安全な食品を供給するために必要な衛生管理がなされているかどうか監視・指導します。

○健康食品等関連事業者等に対する講習会の開催（薬務水道課、生活衛生課、県民生活課）

健康食品等関連事業者等に対し講習会（食品表示等総合講習会）を行い、医薬品医療機器等法等の法令遵守を呼びかけます。

○消費者に対する健康食品に関する講習会の開催（生活衛生課、薬務水道課）

出前講座「食品の安全、知っ得講座」において、消費者を対象に健康食品の正しい理解を深めるための講座を開催します。

コラボレーション

- ・講習会の開催にあたり、（一社）岐阜県薬剤師会をはじめ関連団体等と連携し、参加者の理解がより深まるよう、参加者のニーズを踏まえた内容の充実を図ります。（薬務水道課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
健康食品試買検査数 累計	検体	20	20	40	60	80	100	薬務水道課
食品表示等総合講習会 (事業者対象)の受講者 数 累計 (再掲)	人	496	400	800	1,200	1,600	2,000	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・私たちは現在、インターネット等を通じて、さまざまな健康食品を手軽に入手することができます。しかし、海外製品による死亡事例などもあり、安易に利用することには注意が必要です。特に、医薬品を服用されている方は、医師や薬剤師に相談しましょう。
- ・健康を保持するためには、バランスの取れた食生活を送ることが大切です。健康食品を利用する場合には、氾濫する情報に振り回されず、正しく理解したうえで、それぞれの食生活の状況に応じた選択をすることが必要です。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・健康食品による健康被害を未然に防止するため、健康食品を製造・販売する皆さんは、起こり得る被害を想定し、徹底した対策に取り組む必要があります。
- ・大切なことは、製造段階で原材料の確認を徹底的に行うことや、適切に表示を行うこと、そして表示を含めて消費者に対する適切な情報提供を行うことです。

【参考】健康食品について

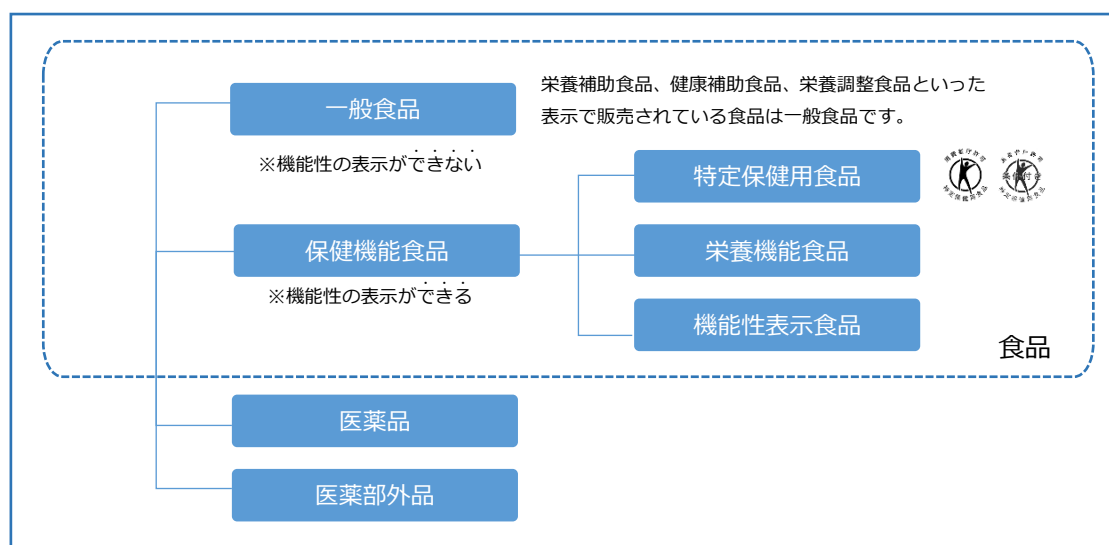
◇健康食品とは

一般的には、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指します。しかし、法律上は、私たちの口に入るものは、食品か医薬品のどちらかに分類され、健康食品という分類はありません。したがって、健康食品といえども、あくまで食品の一部であり、医薬品的な効能効果を期待することはできません。

◇健康食品の表示

国の制度として、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした食品に機能性の表示を認める「保健機能食品制度」があります。これらの食品は「血圧が高めの方に」「お腹の調子を整えます」といった健康状態の改善や維持効果を表現するような表示を行うことができます。

なお、「生活習慣予防に」や「〇〇が治る」、「老化防止」などの医学的な効能効果をあらわす表示は、医薬品医療機器等法において医薬品の承認を受けないと表示をすることができないことになっています。



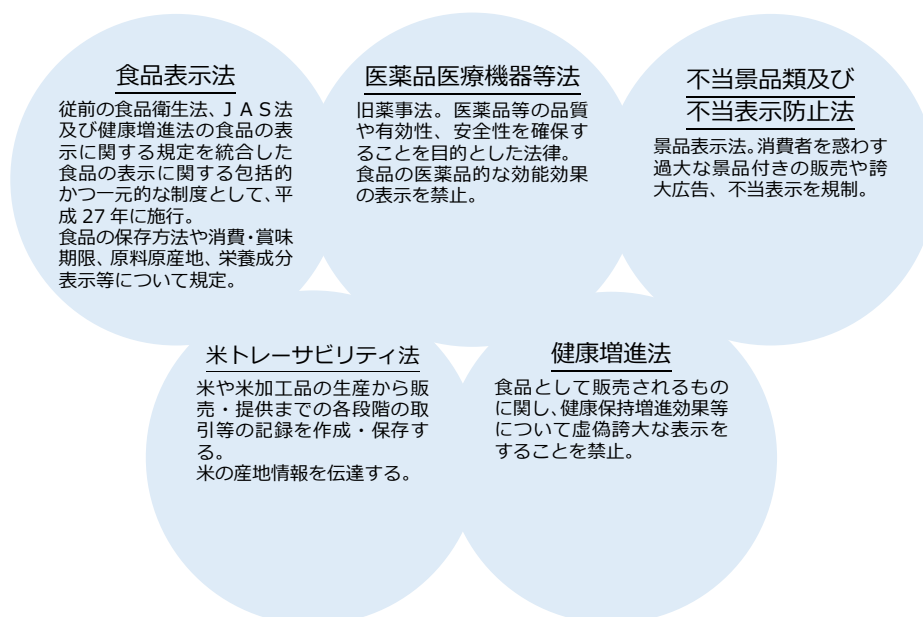
健康食品の分類（消費者庁資料より）

(10) 食品表示対策 **重点施策**

食品表示の適正化を図ります。

現状と課題

- 食品表示は、消費者が食品を選択し購入するうえで重要な情報源です。食品の表示が適正に行われるためには、表示する事業者が関係法令を十分に理解することが重要です。食品表示に関連する法律は数多く、表示内容も複雑化していることから、表示に関する正しい知識の普及を行う必要があります。
- 事業者の制度に対する理解不足や確認もれ等による不適正な表示が依然として見られます。また、全国的に、産地偽装や改ざんなどの偽装表示が明らかになり、平成 27 年度には県内で、県外産牛肉を飛騨牛として販売する事件が発生しました。
- 県では、県内に流通する食品の表示適正化を図るため、食品表示を所管する各関係機関が合同で立入検査を実施する「食品表示適正化強化月間」を定め、事業者に対する統一的な監視指導を行っていますが、食品表示に関する県民からの情報提供や問い合わせが多く寄せられており、食品表示の適正化を推進するためにも、今後も関係部局の相互連携を強化して監視指導を行う必要があります。
- 食品衛生法、JAS 法、健康増進法の食品表示部分を統合した食品表示法が平成 27 年 4 月 1 日から施行され、2020 年 3 月 31 日までが移行期間となっています。猶予期間中に、食品表示法に基づく表示制度に関する正しい知識の普及など、事業者及び消費者への十分な情報提供を行っていく必要があります。



食品の表示に関する主な法律

目指す方向

食品表示が適正に行われるよう、事業者に対する監視指導を行うとともに、事業者及び消費者に対して、食品表示に関する正しい知識の普及を進めます。

主な事業

○食品表示の監視指導（生活衛生課、県民生活課、薬務水道課）

食品関連事業者に対し、食品表示法等の法律に基づく立入検査を実施し、適正な表示の監督指導を行います。食品流通量が増加する夏期と年末には食品適正化強化月間を定め、各行政機関が合同で事業者に対する食品表示の監視指導を重点的にを行います。

また、ホテル・旅館・飲食店等の事業者に対しメニュー表示等食品表示に関する監視及び啓発活動を行います。

○食品等関連事業者に対する講習会の開催（生活衛生課、県民生活課、薬務水道課）

食品等関連事業者に対し講習会（食品表示等総合講習会）を行い、景品表示法、医薬品医療機器等法の法令順守を呼びかけます。

○消費者に対する食品表示の情報提供（生活衛生課）

出前講座や栄養成分表示講習会等により、消費者に正しい知識を普及します。

○食品表示に関する相談窓口の設置（生活衛生課）

消費者からの食品表示に関する情報や、事業者からの食品表示相談を受け付けます。

コラボレーション

- ・東海農政局岐阜県拠点、岐阜市保健所と連携し、岐阜市内の事業者に対し合同で監視活動を行います。（生活衛生課、県民生活課）
- ・食品安全対策モニターに食品表示に関する最新情報を提供するとともに、日常の買い物の際など、不適切な表示に気付いた場合に情報提供していただきます。（生活衛生課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
食品表示関係法令に基づく合同立入検査の実施回数 累計	回	867	600	1,200	1,800	2,400	3,000	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
食品表示法に基づく立入検査の実施回数 累計	回	1,489	1,200	2,400	3,600	4,800	6,000	生活衛生課
食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数 累計（再掲）	人	496	400	800	1,200	1,600	2,000	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課

ホテル・旅館・飲食店等の立入検査件数（再掲）	件	115	100	100	100	100	100	県民生活課
食品表示に関する講習会（消費者対象）の実施回数 累計 ※	回	53	50	100	150	200	250	生活衛生課

※出前講座及び栄養成分表示講習会の合計値

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・食品表示は、食品を選択し購入するうえで重要な情報源です。また、保存方法や期限表示のように、購入後の取扱いに関する情報も含まれています。
- ・必要な情報は、各個人の好み・価値観や食物アレルギーの有無などにより異なりますので、自分が必要とする情報を食品表示から読み取ることが大切です。そのためには食品表示に関心を持ち、理解を深めることが必要です。
- ・県では、出前講座を開催したり、相談窓口を設置するなど、食品表示に関する疑問にお答えしています。

○食品関連事業者の皆さんへ

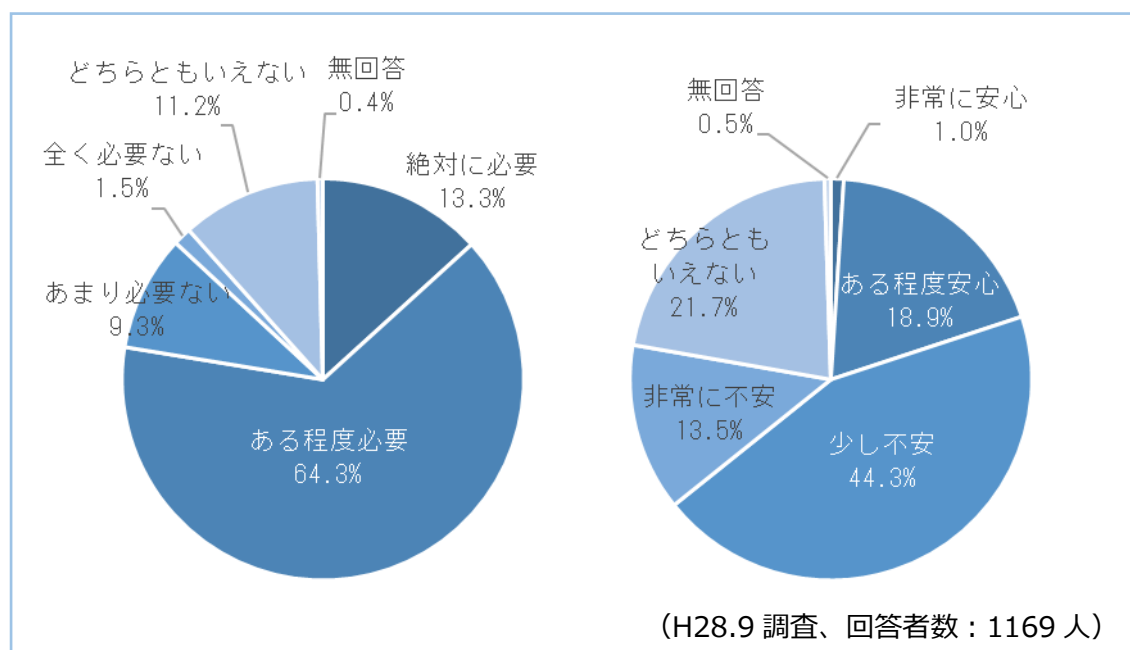
- ・食品表示は、消費者と食品関連事業者の皆さんをつなぐ重要な役割を担っています。
- ・万一、事故が発生した場合は、その原因の究明や食品の回収など、事故の拡大防止のための措置を迅速かつ的確に行うための手がかりになります。
- ・食品関連事業者の皆さんが食品表示の理解を深めることで食品表示の適正化が進み、食品に対する消費者の安心感を深めることにつながります。

(11) 輸入食品対策

県内を流通する輸入食品について安全性を確認します。

現状と課題

- 平成 29 年度の日本の食糧自給率は 38%と、カロリーベースで約 6 割を海外からの輸入食品に依存しており、輸入食品なくして国民の食生活は成り立たない現状にあります。
- しかしながら、輸入食品の安全性について、消費者の根強い不信感は払しょくされていません。県民アンケートにおいて、「輸入食品」は、不安を感じる項目として常に上位に挙げられています。また、平成 28 年度に実施したアンケートでは、7 割以上が輸入食品の必要性を感じている一方で、輸入食品が安心できるものとする人は 2 割程度という結果となっています。



- 輸入食品については、輸入時に国の検疫所で検査が行われています。輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（厚生労働省）によれば、平成 29 年度は、届出件数の 8.2%にあたる 200,233 件について検査が実施され、このうち 821 件について、法違反として積み戻し・廃棄等の措置がとられました。これは届出件数の 0.03%にあたります。
- 県においても県内を流通する輸入食品の検査を実施しています。第 3 期計画における検査では、平成 28 年度に 1 検体から基準値を超える残留農薬が検出されました。
- 消費者の不信感に対応するため、輸入食品の検査を継続し、安全性を確保する必要があります。

目指す方向

県内を流通する輸入食品について、残留農薬検査、食品添加物検査、残留抗生物質検査を行い、検査結果を公表するとともに、国や他自治体と連携し、輸入食品の違反状況等の情報収集に努めます。

主な事業

○県内に流通する輸入食品の検査（残留農薬）（生活衛生課）

県内に流通する輸入食品について、残留農薬に関する基準を超過したものがないか確認します。

○県内に流通する輸入食品の検査（食品添加物）（生活衛生課）

県内に流通する輸入食品について、保存料や着色料、防かび剤などの使用状況や表示について検査を行い、食品添加物の適正な使用・表示が行われているかを確認します。

○県内に流通する輸入食品の検査（残留動物用医薬品）（生活衛生課）

県内に流通する輸入食肉・水産物等について、残留動物用医薬品に関する基準を超過したものがないか確認します。

コラボレーション

- ・国や他地方自治体と連携し、輸入食品の違反状況等の情報収集に努めるとともに、消費者に向けて出前講座等の機会に輸入食品に関する知識の普及を図ります。（生活衛生課）
- ・県内に流通する輸入加工食品について、食品安全連絡会議を構成する食品関連事業者等から検体の提供を受け、事業者及び業界団体と一体となって検査を実施します。（生活衛生課）

指標

項目	単位	2017年度 (実績)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	実施課
県内に流通する輸入食品（加工食品）の残留農薬検査数 累計（再掲）	検体	50	50	100	150	200	250	生活衛生課
県内に流通する輸入食品（農産物等）の残留農薬検査数 累計（再掲）	検体	87	80	160	240	320	400	生活衛生課
県内に流通する輸入食品の食品添加物検査数 累計（再掲）	検体	128	120	240	360	480	600	生活衛生課
県内に流通する輸入食肉等の残留動物用医薬品検査数 累計（再掲）	検体	82	75	150	225	300	375	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・輸入食品が輸入されるなかで、問題ないものが国内に流通し、違反したものは廃棄・積戻しされ、国内に流通することはありません。
- ・輸入食品について、一部の違反事例や報道などにより、不安なイメージを持たれている方も多いと思いますが、輸入食品を一切使用しないことが難しいことも事実です。まずは輸入食品について知り、輸入食品と上手に向き合っていきましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・輸入食品に対する消費者の根強い不信感を払しょくしていくためには、食品関連事業者の皆さんが安全な輸入食品の流通・販売に努めていただくことが必要です。
- ・安全を担保するものとして、県内に流通する輸入食品に対して実施する検査にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

(12) 食品廃棄物対策

食品廃棄物の適正な管理について監視指導します。

現状と課題

- 平成 27 年度、産業廃棄物処理業者及び食品製造業者により食品廃棄物が再び食品として販売されるという事案が発生しました。
- 食品製造施設においては、食品の衛生管理と合わせて、製造工程から排出される廃棄物が適正に廃棄されているかの確認を行う必要があります。
- 県は、食品衛生監視員に廃棄物処理法に基づく立入監視権限を付与し、食品関連施設の立入監視時に、食品廃棄物の適正な処理について確認するなどの監視指導を行っています。
- 休業している食品製造施設で食品廃棄物の不正流通事件が発生したことから、営業施設の監視指導だけでなく、休業施設の定期的な確認も必要です。
- 循環型社会の形成にあたっては、県民一人ひとりの意識向上と実践が欠かせないことから、これまで県民に対し、日常生活の身近な課題である家庭ごみの減量化の取組みを呼びかけ、積極的に推進しています。さらに、家庭ごみの約 4 割を占める食べ残し（食品廃棄物）を削減するため、県内の飲食店や企業等と連携して食べきり運動を推進することにより、県民の「食べきり」に対する意識向上と実践に向けた普及・啓発を図ります。なお、食べきりの促進と自己責任を前提に食べ残し料理の持ち帰りを呼びかけていくため、食べ残し対策に取り組むに当たっての留意事項を周知させることが課題です。

目指す方向

食品事業者に対して、食品を廃棄する場合は排出者責任として、適切な処理をするよう周知するとともに、食品廃棄物が再び食品として販売されることのないよう、監視指導等の対策を実施します。

県内の飲食店や企業等と連携して食べきり運動を推進することで、県民一人ひとりの食品廃棄物の削減に対する意識を高め、循環型社会の形成を目指します。

主な事業

- 食品衛生監視指導計画に基づく食品関連施設の監視指導**（生活衛生課、廃棄物対策課）

食品衛生監視員に廃棄物処理法に基づく立入監視指導権限を付与し、食品関連施設の立入検査時に食品廃棄物の適正な処理について確認する等の監視指導を実施します。また、県内の食品廃棄物を取扱う廃棄物処理業者に、必要に応じて立入し、廃棄物処理の流れ、処理状況、施設内に未処理の食品廃棄物が過剰に保管されていないかどうか等の監視指導

各論

施策の方向 1 食品等の安全性の確保

を実施します。

○休業施設の監視（生活衛生課）

（公社）岐阜県食品衛生協会の食品衛生指導員等と連携して、食品関連事業者の営業状態等の情報収集に努め、休業施設の状況について定期的な確認を行います。

○食品衛生責任者講習会における周知徹底（生活衛生課）

食品衛生責任者講習会を活用し、関連事業者に食品廃棄物の適正な処理について周知するとともに、事業者としての責任の周知徹底を図ります。

○ぎふ食べきり運動協力店登録制度の運用（廃棄物対策課）

「ぎふ食べきり運動」に協力する飲食店や企業等を協力店として登録し、県ホームページ等で紹介します。

○ぎふ食べきり運動の普及啓発（廃棄物対策課）

協力店・協力企業を通じた啓発を強化するほか、各種の広告等を活用した広報を実施することで、「ぎふ食べきり運動」の普及を図り、県民の食べきりに関する意識を高めます。

コラボレーション

- ・（公社）岐阜県食品衛生協会に対し、食品衛生指導員が実施する食品営業施設に対する巡回指導において把握された休業施設や無許可営業施設の情報を保健所に提出いただくなど、情報の共有、連携を図っていきます。（生活衛生課）
- ・県内の飲食店や宿泊施設、企業等をぎふ食べきり運動協力店・協力企業として登録し、食べきり運動を推進します。（廃棄物対策課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
食品衛生監視指導計画中の食品製造施設監視達成率	%	169	100	100	100	100	100	生活衛生課
休業施設の監視指導数	施設	13回 /7施設	把握している全休業施設に1回/年	把握している全休業施設に1回/年	把握している全休業施設に1回/年	把握している全休業施設に1回/年	把握している全休業施設に1回/年	生活衛生課
食品衛生責任者講習会の実施回数（再掲）	回	171	130	130	130	130	130	生活衛生課
ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数 （累計）	店	-	50	180	200	-	-	廃棄物対策課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・飲食店で適量を注文することや、宴会時に 30・10 運動* を実践することにより、食べ残しが生じないように努めましょう。また、家庭では、買い物の前に冷蔵庫の中を確認することなどにより、食品廃棄物の発生を防ぎましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・食品を廃棄する際、排出者責任として、関係法令を遵守して適正に廃棄処理をすることが求められています。
- ・食品の製造から廃棄までの正しい知識の習得、正しい手順を踏んだ廃棄処理の徹底をお願いします。
- ・飲食を提供する事業所におかれましては、料理の量の調整や小盛りメニューの導入、宴会時の 30・10 運動など食べ残しを減らすための呼びかけなど、食品廃棄物の発生を少なくする取組みにご協力をお願いします。

用語解説

◇30・10(さんまる・いちまる)運動

宴会時に、乾杯後 30 分と終了前 10 分の間は自分の席で料理を楽しむことで、食べ残しをなくす取組みです。

- ・乾杯後 30 分間は、席を立たず料理を楽しみましょう。
- ・宴会の終了 10 分前には、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう。

4 危機管理体制の構築

(1) 危機管理対策の推進

食品事故の発生に備え、食品安全の危機管理体制を整備します。

現状と課題

- 食品流通の広域化、複雑化により、食中毒をはじめとする食品関連の事故が大規模化、複雑化する傾向にあります。
- 農薬等の有害物質や異物の混入による事故などの予測が困難な事態に迅速に対応し、被害の拡大防止と原因究明を的確に行うため、各種マニュアルを設け、緊急時における関係機関の連絡協力体制及び具体的な調査・対応の指針を定め、不測の事態に備えることが必要です。
- 食品による健康被害の未然防止や拡大防止のため、食品関連事業者に対し、食品に関する危機管理情報を迅速かつ正確に提供することが重要です。
- 県では、食品緊急情報メールを活用し、食品関連事業者に対し、食中毒警報や食品の自主回収情報などの情報を配信してきました。緊急情報メールの登録者数は第 3 期計画策定時と比べ増加しており、危機管理に関する情報共有体制の構築が進んできていると言えます。
- 地震等の災害発生時における食の安全を守るため、緊急時の対応を整備することが重要です。

目指す方向

食品関連の事故が発生した際に迅速・的確に対応できるよう、状況の変化に応じてマニュアルの見直しを行うとともに、関係職員に周知徹底を図り、適切な運用に努めます。

また、食品関連事業者と食品の危機管理に関する情報の共有を進めます。

主な事業

○危機発生時の初動体制の整備（健康福祉政策課）

危機が発生した際、発生原因が不明である等の理由で、初動体制に遅れが生じる恐れがあります。こうしたことのないよう、岐阜県健康危機管理対策の指針に基づき調整会議を開催するなどし、対応する課の特定や関係課の役割分担を迅速・的確に行います。

○健康危機管理に関するマニュアルの改訂及び周知（保健医療課、生活衛生課）

食品の危機管理に関するマニュアル（感染症対策マニュアル、食中毒調査マニュアル、食中毒検査マニュアル、毒物中毒等危機管理マニュアル）を状況に応じて改訂し、迅速・

的確な体制を整備します。また、保健所担当国会議などの機会に、関係職員に対しマニュアルの周知徹底を図り、適切な運用に努めます。

○食品安全連絡会議の開催（生活衛生課）

食品関係団体や事業者と行政機関で構成する「食品安全連絡会議」を開催し、食品の危機管理に関する情報を共有し、協力体制を構築します。

○食品緊急情報メールの活用（生活衛生課）

食品緊急情報メールを活用し、食品関連事業者に対し、食中毒警報や食品の自主回収情報など、食品に関する危機管理情報を配信します。

○災害時における対応の強化（防災課、生活衛生課）

避難所における食物アレルギーや食中毒による健康被害を防止するため、避難所を運営する市町村に対し、食物アレルギーへの対応や、食中毒の防止の徹底について呼びかけます。また、県から市町村に物資を送る際には、食品の期限表示に十分留意します。

コラボレーション

- ・食品安全連絡会議等において食品関連事業者や他の行政機関との連携を深め、非常事態において迅速・的確に対応する体制を固めます。（生活衛生課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
食品安全連絡会議の開催回数	回	2	2	2	2	2	2	生活衛生課
食品緊急情報メール登録者総数 （累計）	件	431 (401※)	420	440	460	480	500	生活衛生課

※配信不能を除いた実数値

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・食品に関する危機が発生する場合には、その原因として、食中毒、異物の混入など、いろいろな可能性が考えられます。
- ・食品が原因と思われる体調不良などがある場合は、医療機関を受診いただくとともに、最寄りの保健所にご相談ください。

○食品関連事業者の皆さんへ

各論

施策の方向 1 食品等の安全性の確保

- ・食品による健康被害を未然に防止し、また万一健康被害が発生した場合も、その拡大を防止するため、日頃から食品に関する危機管理情報を収集し、社内の連絡体制を整備しましょう。
- ・自らが取扱う食品について健康被害の情報があつた場合は、最寄りの保健所にご相談いただくとともに、保健所の指示に基づき、原因の究明・被害拡大の防止とともに、再発防止についての検討を行いましょう。
- ・また、県では食品緊急情報メールにより、食中毒警報や食品の自主回収情報などの情報を送信していますので、ご利用ください。

➤ 食品緊急情報メールの登録について（岐阜県庁ホームページ）

http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shoku/shokuhin/11222/index_6191.html

岐阜県食品安全

検索

施策の方向 2 食品に対する安心感の向上

1 リスクコミュニケーションの推進

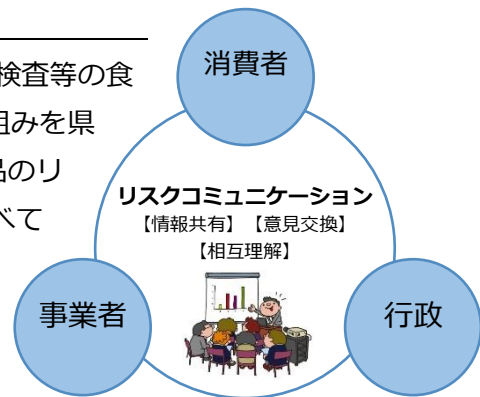
(1) 双方向のリスクコミュニケーション **重点施策**

情報共有と意見交換により、食品安全について消費者、事業者、行政が共に考えていきます。

現状と課題

- 県民の食の安心感を向上させるためには、監視指導や検査等の食品の安全性を確保する取り組みだけではなく、その取り組みを県民に伝えていくことが重要です。そのためには、食品のリスク* に対し、消費者をはじめ食品安全に関するすべての関係者との双方向のリスクコミュニケーション* を通じて、総合的に理解を図る必要があります。

- 県では、食品安全をテーマとしたシンポジウムや、農産物の生産現場や食品の製造現場の見学を行うセミナーの実施により、食品関連事業者と消費者の信頼関係の構築に努めています。



食品の安全・安心シンポジウム



食品安全セミナー

- 県が実施した食品の安全性に関するアンケート調査の結果によれば、普段食べている食品の安全性について不安を感じる層は減少傾向にあり、平成 28、29 年度には安心層が不安層を上回りました。

項目別にみると、牛海綿状脳症（BSE）や食品の放射性物質汚染への不安が減少する一方で、輸入食品や食品添加物等への不安は未だ根強く残っています。

目指す方向

食品安全に関するすべての関係者との双方向のリスクコミュニケーションを通じて、共に食品リスク対策を考えていきます。

主な事業

○食品安全をテーマとしたシンポジウムの開催（生活衛生課）

県民に向け、時宜に適った食品に関するテーマを選定し、専門家や行政担当者の説明に加えて意見交換を実施するなど、双方向性を持ったシンポジウムを開催します。

○食品安全をテーマとした講習会・イベントの開催（生活衛生課）

農産物の生産現場や食品の製造現場の見学と生産者との意見交換を行うセミナーを開催します。また、県民の求めに応じて食品の安全に関する出前講座を実施します。

○インターネット等を利用したリスクコミュニケーション（生活衛生課）

ホームページや民間ソーシャルメディアサービス等を活用するなど、情報提供を行いながら、県民の意見を収集します。

コラボレーション

- ・県や生産者団体、消費者団体などが開催するイベントにおいて、共催や協賛、後援などの形で連携することで、その効果を一層高めます。（関係各課）
- ・事業者見学可能リストの公開をはじめ、食品関連事業者が消費者に対して行うリスクコミュニケーションを支援します。（生活衛生課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
リスクコミュニケーション事業等の参加者数(累計)	人	1,143※	1,200	2,400	3,600	4,800	6,000	生活衛生課
リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	%	97	90	90	90	90	90	生活衛生課

※H26～29年度の平均参加者数

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・食品のリスクについて、消費者の皆さんに理解を深めて頂くことが不可欠です。
- ・県や食品関連事業者は、消費者の皆さんにご参加いただける、色々な事業を行っています。

す。まずはシンポジウムやセミナー等を通じて、食品の安全について一緒に考えてみませんか。

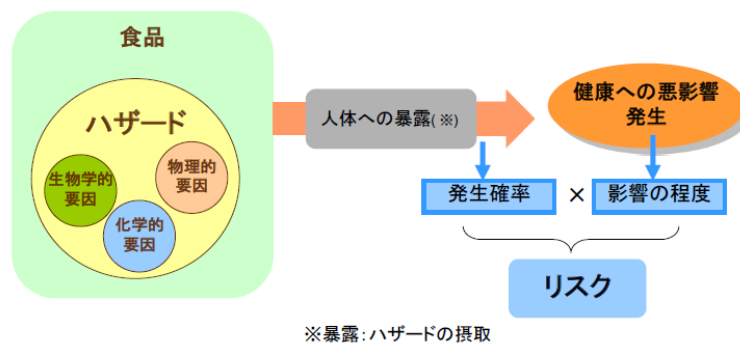
○食品関連事業者の皆さんへ

- ・県や関係機関が行うリスクコミュニケーションに積極的に参加いただき、消費者と対話・意見交換を行いましょう。
- ・事業者が食品安全に関する自らの取組みを伝えることが、消費者の信頼につながります。施設見学の受け入れやホームページを活用し、積極的に情報発信していきましょう。

用語解説

◇リスク

病原菌や農薬、食品添加物などといった食品に存在する危険な要因（ハザード）により、人の健康に悪影響が発生する確率とその影響の程度のこと。どんな食品にも様々なハザードがあり、リスクがない食品はありません。食品の安全について考える際には、リスクが低いか高いかで判断していく必要があります。



リスクについて（食品安全委員会より）

◇リスクコミュニケーション

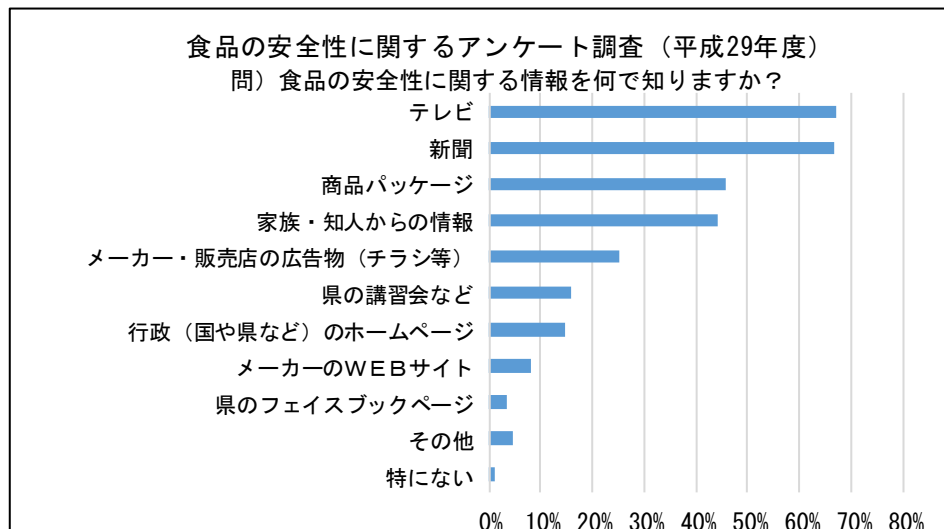
食品の安全性について、消費者や食品関連事業者、行政の間で情報共有や意見交換を行い、ともに考えていくこと。

(2) 食品の安全と信頼に関する情報の提供

情報提供を迅速かつオープンに行います。

現状と課題

- 県では、ホームページやメールマガジン等、さまざまなメディアを用いて、食品安全に関する情報提供に努めています。今後も、「正しい情報を得て、取るべきリスク対策を自分で判断したい」という消費者の欲求に応えるため、積極的な情報発信を行っていく必要があります。
- 迅速な情報提供の為、ホームページ等のインターネット上の情報提供を強化することが必要です。
- 食品の安全に無関心な人々への情報提供も重要です。より多くの消費者に注意情報が届くよう、情報提供の方法や内容を工夫する必要があります。



目指す方向

食品の安全と信頼に関する情報提供を行います。情報提供にあたっては、正しい情報により、自分でリスク対策を判断したいという消費者のニーズに応えるとともに、より多くの消費者に情報が届くよう工夫します。

主な事業

○県の実施した施策に関する報告（生活衛生課）

前年度の県の取組みをまとめた「食品の安全性の確保等に関する報告書」を作成し、県議会に報告・公表します。

○食品の安全に関する情報提供（全関係課）

食品の安全に関する情報や県の取組みを県民に情報提供するため、ホームページ等においてわかりやすく迅速な情報提供・情報公開を実施し、施策に対する透明性と信頼性の向上を図ります。また、「食卓の安全・安心ニュース」の発行や、民間ソーシャルメディアサービス等の活用により、幅広い層を対象とした情報提供を行います。



食卓の安全・安心ニュース

コラボレーション

- ・情報発信の方法や内容について、県民の意見を踏まえて随時改善を図ります。また、関係団体を通じて団体会員に資料配布を行うなど、より多くの県民に届くように情報を発信します。（全関係課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
食卓の安全・安心ニュースの発行数	回	12	12	12	12	12	12	生活衛生課
メールマガジン登録者総数	件	254	320	340	360	380	400	生活衛生課
メールマガジン配信数	回	15	24	24	24	24	24	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・テレビ等からだけではなく、幅広い視点で能動的に情報収集を行うことにより、食品のリスクについての理解を深めましょう。
- ・県では、情報提供にあたり、シンポジウムの開催やメールマガジンの配信など、食品安全に関する情報を多くの方にわかりやすい形でお届けできるよう留意して情報提供を行っています。正確な情報の入手のために、これらをぜひご活用下さい。
- ・県では、インターネットを利用し、以下のような情報提供を行っていますので、ご活用ください。
 - 岐阜県庁ホームページ「食品の安全・安心」
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shoku/shokuhin/>
 - フェイスブックページ「岐阜県食品安全推進室」
<http://www.facebook.com/pref.gifu.shokuhin.anzen>

施策の方向2 食品に対する安心感の向上

- ・国が作成している動画を、インターネット上で無料で閲覧することができます。「食品に関する正しい知識を知りたいけれども、手軽に映像で見ることができないかな？」という方は、こちらもぜひご利用ください。

- 厚生労働省「ノロウイルス等の食中毒防止のための適切な手洗い」等
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/movie/naiyou.html>
- 農林水産省「楽しい食生活のために－食中毒を防ごう－」
<http://www.aff.go.jp/j/syouan/seisaku/foodpoisoning/index.html>

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・食品安全に関する最新の知識や情報に基づいて、取り扱う食品のリスクを正しく把握し、安全な食品を提供しましょう。
- ・食品のリスクや適切な取扱い方法などについて、消費者への積極的な情報発信を行いましょう。

(3) 県民の意見の収集と活用

県民の意見を収集し、食品安全行政に生かします。

現状と課題

- 県民が真に望む食品安全を実現するためには、県民が日常生活の中で何を感じ、何を望んでいるかを知ることが重要です。
- 県民の意見を施策に反映させるため、食品安全に関するアンケート調査や計画等の策定・見直し時のパブリック・コメントを実施しています。また、生産者、消費者、流通業者、学識経験者で構成する食品安全対策協議会を年 3 回開催し、食品安全に関する意見を収集しています。



食品安全対策協議会

- 消費者の不安を解消するため、県庁や保健所に食の安全相談窓口を設置し、食品についての相談や情報提供を受け付けています。

目指す方向

県民の意見収集の場を積極的に設け、県民の意見を施策に反映します。

主な事業

- 食品安全対策協議会の開催**（生活衛生課）
食品安全対策協議会を開催し、生産者、消費者、流通業者、学識経験者で構成される協議会委員から、食品の安全確保や安心感向上に関する意見を聴取します。
- 食育推進会議の開催**（保健医療課）
食育に関わる関係機関や団体の代表者を構成員とし、幅広い分野からの意見を聴取します。
- 食品安全モニターの活用**（生活衛生課）
食品安全モニターを募集し、食品安全に関する意見を収集します。また、食品安全モニター等に対し、食品安全に関するアンケート調査を行います。
- パブリック・コメントの実施**（生活衛生課）
計画等の策定・見直し時に、パブリック・コメントを実施します。

○相談窓口の設置（生活衛生課、薬務水道課）

県庁及び保健所に設置した食の安全相談窓口や、保健所に設置した健康食品相談窓口において、食品についての情報収集のほか、食品に関する相談に応じます。

○食品安全相談員の配置（生活衛生課、県民生活課）

保健所及び県民生活課に、食品に関する専門的な知識を有し、相談に応じる食品安全相談員を配置します。

コラボレーション

- ・県民の意見を収集する際には、食品安全モニターを活用するとともに、関係団体に協力を依頼し、幅広い意見を収集するよう努めます。（生活衛生課）
- ・食育推進会議において、関係者及び関係団体等と食育の取り組み状況の共有を行います。（保健医療課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
食品安全対策協議会の開催回数	回	3	3	3	3	3	3	生活衛生課
食品安全対策モニター人数	人	448	500	500	500	500	500	生活衛生課
県民アンケート調査の対象人数	人	1,709	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	生活衛生課
食品安全相談員の数	人	6	6	6	6	6	6	県民生活課 生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○消費者・食品関連事業者の皆さんへ

- ・食品に関する疑問や意見・要望などがありましたら、県庁及び保健所等に設置されている各相談窓口にご相談ください。
- ・県が実施するパブリック・コメントやアンケート等において、積極的に意見をいただきますよう、ご協力をお願いします。

2 食品の安全・安心に関する教育の推進

(1) 学校等における食品安全教育の推進 **重点施策**

子どもたちに食品安全について学ぶ場を提供し、食品に関する正しい知識が身に付くように教育を推進します。

現状と課題

- 食品の安全を確保するためには、未来を担う子どもたちに対し、子どもの頃から食品の安全に関して正しい知識を身につけてもらうことが必要です。そのためには、学校等関係者と連携し、子どもたちが学べる場を提供していくことが重要になります。
- 県では、小学生を対象に食品安全に関する知識をクイズ形式で出題し、楽しみながら学んでもらう「ジュニア食品安全クイズ大会」を開催しています。



- 小学生以外にも保育園や中高生に対し、それぞれの学年別に対応した内容の食品安全教室を開催できるように関係機関と連携し、体制を整備していく必要があります。

目指す方向

子どもの頃から食品安全に関する正しい知識を身につけることで、将来、自らが判断し選択できるように教育を行います。

主な事業

- 小学生を対象にした「**食品安全ジュニアクイズ大会**」の開催 **(生活衛生課)**

小学生を対象に食品安全に関する知識を楽しく身につけてもらえるように、クイズ方式による「食品安全ジュニアクイズ大会」を開催します。

○手洗いマイスターと連携した「手洗い教室」の開催（生活衛生課）

（公社）岐阜県食品衛生協会の手洗いマイスター* による「手洗い教室」を連携して開催し、保育園・幼稚園や小学校において、手洗いチェッカーを用いて子どもたちに正しい手洗いを普及啓発します。



○中高生向けの出前講座の開催（生活衛生課）

県民に身近な場所で食品安全に関する情報を得る機会を増やしてもらうために開催している出前講座「食品の安全知っ得講座」において、中学・高校生向けのテーマを新たに開設し、食品に関する様々な知識を習得してもらいます。

○学校等の先生や保護者を対象とした講習会の開催（生活衛生課）

学校等の先生や保護者を対象に行われている講習会を活用し、食品の安全性に関する知識を普及し、先生や保護者から正しい情報が子どもたちに伝わることにより、食品安全の知識が身に付くようにします。

○親子で学ぶ食品安全セミナーの開催（生活衛生課）

小学生とその保護者を対象に食品の生産現場を施設見学し、食品の安全について学ぶ食品安全セミナーを開催します。

コラボレーション

- ・（公社）岐阜県食品衛生協会の手洗いマイスターと連携し、「手洗い教室」を開催します。（生活衛生課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
食品安全教室の参加者数 累計 ※1	人	894※2	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	生活衛生課

食品安全セミナー参加者の理解度	%	-	90	90	90	90	90	生活衛生課
-----------------	---	---	----	----	----	----	----	-------

※1 ジュニア食品安全クイズ大会、手洗い教室、出前講座参加者の合計数

※2 ジュニア食品安全クイズ大会の H26～29 年度の平均参加者数

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・県では、消費者を対象に食品安全に関する出前講座やシンポジウムを開催しています。皆さんがそうした事業に参加し、学んだことを子どもたちに伝えていただくことも、大切な子どもたちへの教育です。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・子ども向けの職場体験や工場見学等を通じて、子どもたちが食品の生産や流通を学べる機会の提供をお願いします。

用語解説

◇手洗いマイスター

（公社）岐阜県食品衛生協会が行う手洗いマイスター認定講習会を修了した者に付与される称号です。手洗いマイスターは地域における手洗い指導の中核として、食品等事業者への指導や、消費者の啓発活動を行っています。

(2) 地域社会における食品安全教育の推進

消費者が自ら食品を判断し選択できる能力を獲得するための支援をします。

現状と課題

- 安全で安心な食生活のため、消費者自身が、食品等についての知識を身につけ、自身の判断で食品を選択することが重要です。
- 食中毒事件の中には、家庭で発生している例も多く見られます。食中毒等による健康危害を予防するためには、事業者や行政による対策のほかにも、消費者自身による対策が重要です。
- 近年、地域に住む児童等に食事を提供する、「子ども食堂」が増加しています。食中毒等の事故を防止し、安全な食事を提供するためには、子ども食堂を運営する団体等が、食品安全に関する十分な知識を持つ必要があります。
- 県では、県民の求めに応じて出前講座を実施しています。食中毒予防や食品の表示等、食品の安全に関わるテーマのほか、食育に関する講座もあわせて実施しています。

目指す方向

食の安全安心に関する学習の機会を提供し、食品についての正しい知識に基づいた判断ができる消費者の育成を図ります。

主な事業

- 出前講座の実施**（生活衛生課、保健医療課、薬務水道課）
食品の安全に関する出前講座「食品の安全、知っ得講座」を実施します。
- 食品安全に関する県行政機関の施設見学の実施**（生活衛生課）
食の安全に関連する試験・研究を行っている機関の施設見学「食の探訪「見て納得！行政機関」」を実施し、情報提供や意見交換を行います。
- 食品のリスクに関する情報の提供**（生活衛生課）
「食卓の安全・安心ニュース」やメールマガジンの発行により、食品に関するさまざまなリスクについての情報を分かりやすい形で提供します。
- 「岐阜県消費者施策推進指針」に基づく消費者教育の場における情報提供**（生活衛生課、県民生活課）
県民生活課が策定する「岐阜県消費者施策推進指針」に基づく消費者教育の場を活用し、食品安全に関する情報提供を行います。

○子ども食堂等の衛生的な食事提供の推進（生活衛生課）

子ども食堂を実施する団体等に対し、事故防止の観点から情報提供や助言を行います。

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
リスクコミュニケーション事業等の参加者数(累計)(再掲)	人	1,143※	1,200	2,400	3,600	4,800	6,000	生活衛生課
リスクコミュニケーション事業参加者の理解度(再掲)	%	97	90	90	90	90	90	生活衛生課
食卓の安全・安心ニュースの発行数(再掲)	回	12	12	12	12	12	12	生活衛生課

※H26～29年度の平均参加者数

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・食の安全を守るため、事業者や行政は様々な取組みを行っていますが、最終的に食品を選択するのは消費者の皆さんです。食品の安全は自ら守るものという意識で、食品に関する正しい知識を身に付け、それをもとに判断していきましょう。

3 食品の安全に関する各認定制度の活用

(1) 食品の安全に関する各認定制度の普及推進

食品安全に関する県の各認定制度を浸透させます。

現状と課題

○岐阜県では、現在、7つの食の安全に関する認定又は登録の制度を設けています。

制度名	内容	制定年月日	現在の数	担当課
岐阜県 HACCP 導入施設認定制度	岐阜県が定める基準を満たす衛生管理を実施している施設を認定し、食品営業者が HACCP に基づき衛生管理をしていることを積極的に評価する。	H27.7.1	61 件 (H30.12.5現在)	生活衛生課
ぎふクリーン農業表示制度	化学肥料・化学合成農薬の適正で効率的な使用とそれらに代わる各種代替技術の利用により、化学肥料及び化学合成農薬の使用量を慣行栽培に対して30%以上削減する「ぎふクリーン農業」として登録する。	H11.10.1	登録面積 17,136ha (H30.3現在)	農産園芸課
岐阜県 GAP 確認制度	農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠する岐阜県 GAP に沿って農場等の管理を実践している農業者を岐阜県が確認する制度 ※本制度の終期は平成 32 年 12 月末	H29.11.1	5 件 (H30.9現在)	農産園芸課 農産物流通課
ぎふジビエ登録制度	ぎふジビエガイドラインに沿った衛生的で安全性の高い野生獣肉であることを明確にし、飲食事業者、加工業者、消費者等の利活用意欲を高めることを目的に創設した登録制度	H27.11.27	88 件 (H30.9現在)	農村振興課
ぎふ食べきり運動協力店登録制度	ぎふ食べきり運動協力店として登録し、食べきり運動を推進する。	H30.9.11	なし (H30.9現在)	廃棄物対策課
ぎふ食と健康応援店	飲食店などのメニューに栄養成分等を表示したり、県からの健康情報を消費者へ情報提供する店を協力店として「ぎふ食と健康応援店」に登録する。	H9.4.1	1280 店 (H30.3現在)	生活衛生課
県産品愛用推進宣言の店	県内産の食材を利用した料理を提供している飲食店や、県内の商品を多数取揃えている販売店を「県産品愛用推進宣言の店」として指定	H14.7.12	345 店 (H30.9現在)	地域産業課

目指す方向

食品安全に関する県の各認定制度について、事業者や県民にさらに周知し、制度の認知度向上を図るとともに、事業者の各認定取得に向けた取組みを支援します。

主な事業

○岐阜県 HACCP 導入施設認定制度の推進（生活衛生課）

HACCP に基づく衛生管理の導入を希望する施設への相談対応、助言指導を行います。申請に応じて審査し、一定水準以上の衛生管理を行っている施設を認定します。HACCP 導入による高度な衛生管理の推進を図ります。また、消費者の HACCP の認識度を向上させるため、県や関係団体が行う講習会などの機会を活用し、制度を周知します。

○ぎふクリーン農業表示制度の推進（農産園芸課）

ぎふクリーン農業の推進を図るため、化学肥料の使用量を削減する新技術の導入や農産物の安全性の確認を支援します。また、ぎふクリーン農業の基準を満たし、登録された農業者について県ホームページ等で紹介するなど、農業者の声を消費者に伝えます。

○岐阜県 GAP 確認制度の推進（農産物流通課（～2020 年度）、農産園芸課（2021 年度～））

県内農業生産に GAP の取組みの拡大・定着を図るため、岐阜県 GAP 確認制度の利用を推進します。

○ぎふジビエ登録制度の推進（農村振興課）

ぎふジビエの解体処理施設、加工品製造施設、食べられるお店、買えるお店等の登録業務を行い、利活用を進めます。

○ぎふ食べきり運動協力店登録制度の運用（廃棄物対策課）

「ぎふ食べきり運動」に協力する飲食店や企業等を協力店として登録し、県ホームページ等で紹介します。

○ぎふ食と健康応援店の店の登録店の活用（生活衛生課）

「ぎふ食と健康応援店」の登録店から消費者へ食品表示をはじめ食の安全に関する情報提供を行います。

○県産品愛用推進宣言の店の指定（地域産業課）

県産品の活用に積極的な企業や店を指定し、木製名板を贈呈・設置することにより、各店舗で PR するとともに、指定店を県ホームページ等で紹介します。

コラボレーション

- ・岐阜県 HACCP を取得している事業者と連携し、ホームページ等で制度を紹介するなど、岐阜県 HACCP 制度の周知を図ります。（生活衛生課）

施策の方向2 食品に対する安心感の向上

- ・ぎふクリーン農業をはじめとする有機農業や GAP 等、環境にやさしい農業生産に取り組んでいる農業者の声を消費者に伝える取組みを量販店や直売施設と協同して行い、県産農産物の魅力を伝えます。(農産園芸課)
- ・生活衛生課、各県事務所、各市町村、食関係協議会、商工会等と協力し、「県産品愛用推進宣言の店」指定事業について周知します。(地域産業課)

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
GAP における農場評価件数 累計	回	-	300	600	-	-	-	農産物流通課
ぎふジビエ登録店舗数 累計	店	71	154	191	230	-	-	農村振興課
ぎふ食べきり運動協力店 登録店舗数 累計 (再掲)	店	-	50	180	200	-	-	廃棄物対策課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・県では、食品の安全に関する各種の認定制度を設定しています。これらの制度に認定された事業者を県のホームページで紹介しています。どんな商品やどこのお店が認定されているかぜひ探してみてください。そして積極的に利用しましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・県で設定している食の安全に関する認定制度を皆さんが製造される商品等の安全の信頼度の向上のために、ご活用下さい。また、それらの制度を消費者の皆さんに情報発信していただくようお願いします。

施策の方向 3 将来にわたる安全な食生活の確保

1 県内産農畜産物の生産・消費の推進

(1) 環境にやさしい農業の推進

安全な農産物を安定的に供給します。

現状と課題

- 安全・安心な農産物を安定的に供給するため、ぎふクリーン農業*、有機農業や GAP（農業生産工程管理）* の導入などを推進した結果、ぎふクリーン農業の登録面積が県内作付面積の約 3 分の 1（平成 29 年度末現在）に達し、GAP を取り組む農業者が増加するなど一定の成果を上げています。
- 将来にわたり安全・安心な農産物を提供するためには、環境にやさしい農業と、県内農業生産の持続可能性を確保する適切な生産工程管理（GAP）の取組みの拡大・定着を図る必要があります。

目指す方向

「ぎふ農業・農村基本計画」に基づき、環境にやさしい農業への支援や安全な農産物の安定供給に必要な担い手を育成します。また、農業の生産段階における食品安全に対する意識を高め、生産管理強化への取組みを支援します。

主な事業

- 環境保全に取り組む農業者への支援（農産園芸課）
化学肥料・化学合成農薬を低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、取組面積に応じ交付金を交付するなどの支援を行います。
- 清流を守る環境保全型農業の総合推進（農産園芸課）
ぎふクリーン農業の生産登録・更新業務、有機農業の推進を実施します。また、ぎふクリーン農業の推進を図るため、化学肥料の使用量を削減する新技術の導入や農産物の安全性の確認を支援します。
- GAP チャレンジの推進（農産物流通課（～2020 年度）、農産園芸課（2021 年度～））
農産物生産における GAP の実践や認証取得の取組みを総合的に推進します。また、GAP の実践に必要な生産出荷施設の改修や備品の購入、分析調査を支援します。

施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保

○国際水準 GAP 認証の取得支援（農産物流通課（～2020 年度）、農産園芸課（2021 年度～））

国際水準の GAP 認証を取得するために必要な環境整備や認証審査を支援します。

○岐阜県 GAP の推進（農産物流通課（～2020 年度）、農産園芸課（2021 年度～））

農業生産者に対して GAP 指導員が GAP となる農場管理を助言・指導するとともに、岐阜県 GAP 確認制度の利用を推進します。

コラボレーション

- ・各市町村と連携し、事業実施確認等を行います。（農産園芸課）
- ・農業協同組合が GAP の取組みを推進するために必要な体制整備を支援し、農業協同組合と連携して GAP の推進を図ります。（農産物流通課（～2020 年度）、農産園芸課（2021 年度～））

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
GAPにおける農場評価件数 （再掲）	回	-	300	600	-	-	-	農産物流通課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・安全・安心な農産物を安定的に共有し続けるため、県では環境にやさしい農業を推進しており、ぎふクリーン農業をはじめとする有機農業や GAP の取組み内容をより多くの消費者の皆さんに知っていただき、ぎふクリーン農産物や県内産の有機農産物をご購入いただければと思います。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・ぎふクリーン農業は、県下の多くの産地で取り組まれています。また、作物生産の各工程において、適正な管理を行うための GAP の取組みも拡大しています。
- ・県では、こうした情報の提供に努めていきますので、流通・販売事業者の皆さんも、県産農産物を積極的にご活用いただければと思います。

用語解説

◇ぎふクリーン農業

土づくりを基本とし、化学肥料及び化学合成農薬等生産資材の適正かつ効率的な使用及び各種代替技術等を用いて、化学肥料及び化学合成農薬の使用量を慣行栽培に対して 30%以上削減する栽培を「ぎふクリーン農業」として定義しています。



※ 詳細はホームページ「ぎふクリーン農業について」

ロゴマーク

http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/11423/index_12254.html

◇GAP

農業生産工程管理（Good Agricultural Practice）のこと。「工程管理に基づく品質保証」の考え方を農業現場に導入したものであり、食品事故などの問題が農場で起きないように未然に防ぐ、農場管理の予防型取り組みです。

これを多くの農業者・産地が取り入れることで、食品の安全性向上のほか、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに消費者の信頼確保が期待されます。



(2) 地産地消の推進 **重点施策**

消費者と生産者を結び付け、安心を広げます。

現状と課題

- 県政モニターによると、地産地消の取組みを「意識する」は、79.8%と高くなっています。
- 県産品の販売又は利活用を推進する 354 店舗（H30.3 末時点、飲食の部：242 店舗、食品製造販売の部：34 店舗、販売の部：78 店舗）を「県産品愛用推進宣言の店」として指定しています。県産品を活用した商品の製造やメニュー提供を行うなど、地産地消の推進に積極的な食品関係企業がある一方で、食品関係企業への「県産品愛用推進宣言の店」指定事業の周知度不足があります。
- 県内の酪農家戸数、乳用牛飼養頭数はともに減少傾向にあり、生乳生産量も年々減少しているのが現状です。近年は児童生徒数の減少等から学校給食用牛乳向けの供給量は減少傾向ですが、生乳総生産量に対する供給割合は上昇しており、県内産 100%を達成するためにも県内の酪農生産基盤の強化が課題となっています。
- 学校給食における県内農産物の使用割合は、玄米は 100%、小麦粉は 50%以上ですが、野菜は約 21%（平成 28 年度実績）と低くなっています。
- 県内の農産物直売所の販売総額は大きく伸びており、特に大型直売所において増加しています。一方、その他の小規模な直売所では、生産者の高齢化により、直売所の廃止や入荷量の減少が進んでいます。
- キノコ類の生産額は、岐阜県の林業産出額の約 30%を占めていますが、産地間競争の激化等による価格の低下や廃業等により減少しているのが現状です。そのため、消費者ニーズを重視した生産や需要拡大を図るほか、生産者への支援等が必要です。

目指す方向

県内産農産物の安定的な供給の促進とともに、農産物の直売活動の活性化や県産品を取り扱う店舗の充実、学校給食における購入費の助成などにより、県内産農産物を利用しやすい環境を整えます。

主な事業

- 「**県産品愛用推進宣言の店**」の指定（**地域産業課**）
県産品の活用に積極的な企業や店を指定し、木製名板を贈呈・設置することにより、各店舗で PR するとともに、指定店を県ホームページ等で紹介します。

○キノコ類の需要拡大に向けた調理方法等に関する消費宣伝活動の推進（県産材流通課）

「キノコ料理コンテスト」の開催、幼稚園・小学校を対象とした食育活動の実施を支援します。

○朝市・直売所への支援（農産物流通課）

地産地消の場である朝市・直売所の利用拡大のための研修会を実施します。

○地産地消運動の実施（農産物流通課）

県産農産物やその加工食品等の購買を促すための、地産地消キャンペーンを開催します。

○学校給食における地産地消の推進（農産物流通課、畜産課、体育健康課）

購入費の一部を助成するなど、学校給食での県産農畜水産物や県内産牛乳の利用を促進します。

また、食育月間（6月）・食育の日（毎月19日）学校給食週間（1月）などを通して、地消の取組みについて周知します。

コラボレーション

- ・生活衛生課、各県事務所、各市町村、食関係協議会、商工会等と協力し、「県産品愛用推進宣言の店」指定事業について周知します。（地域産業課）
- ・県と県内の朝市・直売所で朝市連合を組織し、魅力ある直売所を目指して、各地域や県全体での研修会を実施します。（農産物流通課）
- ・県産農産物を取扱う店舗と共同で、地産地消促進のためのPR活動・情報発信を実施します。（農産物流通課）
- ・各学校給食センターが発行する献立表等で、地産地消の役割と、学校給食での県農畜水産物の使用を周知します。（農産物流通課）
- ・農産物流通課、畜産課と協力し、地消の取組みについて周知します。（体育健康課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
農産物直売所販売額（年間）	億円	160	138	140	142	144	146	農産物流通課
県内学校給食における県内産野菜・果実の使用割合（年間）	%	23	22	23	24	25	26	農産物流通課
県内学校給食の牛乳消費量に占める県内産牛乳の割合（年間）	%	100	100	100	100	100	100	畜産課

施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保

「県産品愛用推進宣言の店」の新規指定数	店	14	10	10	10	10	10	地域産業課
キノコの生産量	t	3,531	3,000	3,000	3,000	-	-	県産材流通課

岐阜県からのメッセージ

○消費者の皆さんへ

- ・生産者の顔が見え、安全・安心で新鮮な品が手に入りやすい地元の農産物を選んで、地域の生産者を応援しましょう。
- ・「県産品愛用推進宣言の店」指定店をぜひご利用ください！ 指定店は、地産地消に積極的に取り組んでいますので、岐阜県産食材が楽しめます。

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・消費者の方に「地産地消」の良さを知ってもらえるよう、地域の農産物の魅力や皆さんが行う「地産地消」に向けた取組みを積極的にPRしましょう。
- ・地産地消の推進に積極的な食品関係事業者様はぜひ「県産品愛用推進宣言の店」への申請をお願いします！ 県とともに地産地消を推進していきましょう。

2 食品の安全を支える調査研究の推進

(1) 食品の安全を支える調査研究の推進・活用

食品の安全に関する調査研究・技術開発を進めます。

現状と課題

- 食品の安全性の確保に関する施策をより効果的に実施するためには、食品の監視指導業務や検査業務に携わる職員が、その技術や検査手法の向上などの調査研究を自ら行い、その成果を積極的に活用していくことが非常に重要です。
- また、現況に即した事業の改善向上に資するため、調査研究・技術開発の成果を普及させるための機会を設け、有効に活用する必要があります。

目指す方向

農畜産物の生産技術や、食品の安全性に関する調査研究を推進し、その成果を食品安全施策に活用します。また、事業者等からの技術相談を受け付け、技術支援を行うとともに、調査研究の成果についての普及を推進します。

主な事業

○調査研究の推進（生活衛生課、農政課、畜産課、県産材流通課）

試験研究機関による食品の生産技術や検査方法等に関する調査研究や監視指導方法、危機管理に関する実践的な技術向上の取組みを実施します。

主な研究・開発内容
・「ぎふクリーン農業」の推進に関する技術開発 ・輸入農産物や加工食品などの食品の安全性に関する調査研究 ・食品の安全性に関する検査、分析方法の改良 ・食中毒の発生時の対応や、その原因に関する科学的な解明 ・食品衛生営業施設に対する効果的な監視指導方法の調査研究 ・食品の細菌・理化学検査に関する技術向上の調査研究 ・と畜検査及び食鳥検査における診断技術向上 ・食肉関連施設の衛生管理の向上 ・食肉の細菌汚染や動物用医薬品等の残留等に関する調査研究 等

○県試験研究機関による技術相談、巡回指導（産業技術課、農政課、県産材流通課）

試験研究機関において、化学農薬を削減する病害虫防除技術や生産者等からの相談に対応します。

施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保

○研究成果の発表・周知（生活衛生課、産業技術課、農政課、畜産課）

各試験研究機関や職員が調査研究、開発した成果を発表する機会を設定するとともに、研究成果の普及のため、広報等により開発した技術や製品等を紹介します。

主な研究成果の発表会	
・産業技術センター食品部研究成果発表会	
・家畜保健衛生業績発表会	
・食品衛生監視員研修会	
・保健所試験検査研修会	
・保健環境研究所業績発表会	
・農業技術センター試験研究成果検討会	
・中山間農業研究所（本所）成果検討会	
・中山間農業研究所（支所）成果検討会	
・畜産研究所研究成果発表会	
・水産研究所成果発表会	
・食肉衛生検査技術研修会	等

コラボレーション

- ・企業や大学・他研究機関をはじめ、生産者、県庁内各課とも連携しながら、農業生産技術や食品加工技術に関する分野の研究を進めるとともに、企業等からの技術相談に応じ、技術支援を行うことで、研究成果の円滑な普及を推進します。（産業技術課、農政課）
- ・家畜保健衛生所の業務発表と岐阜大学の成果発表を共同開催します。（畜産課）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
試験研究機関による技術支援の実施件数	回	2,373	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	産業技術課

※食品部（食品研）での技術相談、依頼試験、開放試験室の合計件数

岐阜県からのメッセージ

○消費者・食品関連事業者の皆さんへ

県では、今後も食品の安全性確保に資する研究・開発を推進します。そして、食品関連事業者の皆さんから技術に関する相談をいただくことで、技術支援を通じた調査研究成果の普及を推進します。



3 食品の安全を守る人材の確保

(1) 食品の安全を守る人材育成の推進

食品の安全に関する高い専門性を持つ人材を育成します。

現状と課題

- 食品関連事業者に対し適切な指導・助言を行うため、また、効率的な監視指導や食品の検査を実施するために、食品の安全性確保に携わる行政職員は、常に最新の知識や技術を習得し、専門性を持って業務を行う必要があります。
- 食品の安全確保を推進するうえでは、食品関連事業者自らが、食品の生産から販売に至る各段階において安全対策を講ずることが重要です。こうした食品関連事業者の自主的な取組みを効果的に推進するために、食品の安全を守る人材を育成し、必要な知識や技術の習得を支援することが必要です。

目指す方向

行政職員の専門性を高めるため、最新の知識や技術の習得機会を設けます。また、食品等関連事業者に対し、必要な知識と技術の習得を支援します。

主な事業

○行政職員に対する教育訓練（生活衛生課、畜産課）

食品の安全性確保に携わる行政職員が専門性を持って業務を行うことができるよう、研修会を計画的に実施します。また、国等が開催する研修会に積極的に参加します。

業務分野	内容
食品衛生監視・指導	・食品衛生監視員等に対する研修会
食品表示	・食品表示相談窓口の担当職員に対する関係法令や監視指導に関する研修会
食品の細菌・理化学検査技術	・保健所試験検査担当者に対する研修会
食肉衛生検査技術	・食肉衛生検査技術に関する研修会
安全な畜産物の生産	・各家畜保健衛生所職員に対する病性鑑定技術についての研修会

○食品安全に携わる人材の育成支援（生活衛生課、農産園芸課、薬務水道課）

食品関連事業者の中から食品の安全を守る人材を育成するとともに、最新の知識や技術の習得を支援していきます。

各論

施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保

支援対象	業務内容・活動内容	支援の内容	所管課
食品衛生指導員 （（公社）岐阜県食品衛生協会）	食品関連施設を巡回し、食品衛生知識の普及や簡易細菌検査などの自主的な衛生管理活動を実施する	最新の食品衛生に関する情報の提供	生活衛生課
農薬管理指導士	農薬の取扱いについて指導的な役割を担う	最新の農薬に関する情報の提供	農産園芸課
薬食同源アドバイザー （（一社）岐阜県薬剤師会）	薬局等において、健康食品や健康食材等の相談に応える	健康食品や健康食材の情報や相談事例についての情報の提供	薬務水道課
外食店事業者	提供する食事の栄養成分表示を行う	飲食店における栄養成分表示の充実を働きかけ	生活衛生課

コラボレーション

- ・食品関係団体等の開催する研修に講師派遣する際などにおいて、積極的に最新の食品安全に関する情報提供を行います。（[関係各課](#)）

指標

項目	単位	2017年度 (平成29年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
食品衛生監視員等研修会の実施回数	回	4	4	4	4	4	4	生活衛生課
食品表示担当者研修会の実施回数	回	1	1	1	1	1	1	生活衛生課
保健所試験検査担当者研修会の実施回数	回	3	3	3	3	3	3	生活衛生課
食肉衛生検査技術研修会の実施回数	回	2	2	2	2	2	2	生活衛生課
病性鑑定技術研修会の実施回数	回	2	2	2	2	2	2	畜産課

岐阜県からのメッセージ

○食品関連事業者の皆さんへ

- ・食品の安全性を高めるためには、食品に携わる人材のレベル向上が不可欠です。
- ・日頃から食品安全に関する情報を収集し、知識や技術の向上に努めるとともに、県で実施している講習会や助言指導などの支援を必要に応じてご活用いただき、食品の安全を守る人材の育成に取り組んでいただきますようお願いします。

資 料 編

- ・ 岐阜県食品安全基本条例
- ・ 指標一覧
- ・ 相談窓口一覧

岐阜県食品安全基本条例

平成十五年十二月十八日
岐阜県条例第七十五号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 施策の基本となる事項（第十条—第十八条）

第三章 施策の推進（第十九条—第二十一条）

附則

前文

近年の経済発展に伴い、県民の生活水準は著しく向上し、私たちの日々の食卓は多種多様な食材でにぎわい、豊かな食生活を享受できるようになった。

このような状況の下、我が国の食糧自給率の低下や国際化の進展等に伴う輸入食品の増加、環境汚染物質による食品の汚染や農薬の食品への残留、不適正な食品添加物の使用や食品表示のあり方など、食品の安全性に対する県民の関心が高まっている。

毎日の食生活は、私たちの生命や健康の根源であり、食品の安全性の確保と食品に対する安心感の向上は、県民にとって最も切実な願いの一つである。

このため、生産から消費に至る全ての関係者が、食品が生命と健康の基本であることを認識し、それぞれの立場で食品の安全性の確保に努力するとともに、相互理解を深め、食品に対する安心感の向上を図っていく必要がある。

ここに、全ての県民の参加と協働により、食品の安全性の確保と食品に対する安心感の向上を図り、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食品が生命及び健康の基本であるという認識の下に食品等の安全性の確保及び食品に対する安心感の向上（以下「食品の安全性の確保等」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者である県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全性の確保等のための施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的

かつ計画的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「食品」とは全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

2 この条例において「食品等」とは、食品、添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第八条第一項に規定する食品関連事業者であって、県内に事業所、事務所、施設又は場所を有するものをいう。

(基本理念)

第三条 食品の安全性の確保等は、このために必要な措置が、食品が生命及び健康の基本であるという共通認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食品の安全性の確保等は、県民、食品関連事業者、県等全ての関係者の信頼と相互理解の下に達成されなければならない。

3 食品の安全性の確保等は、食品の安全性に関する情報の積極的な開示と県民の意見に対する十分な配慮の下に行われなければならない。

(県民の役割)

第四条 県民は、食品の安全性についての知識を深めるとともに、食品関連事業者との積極的な交流を通じて、食品の生産等に関する理解の向上に努めるものとする。

2 県民は、食品の安全性の確保等に関する施策に対して意見を表明するように努めることにより、自らの健康で安心できる生活の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、食品の安全性の確保等が県民の共通の願いであることを認識し、農林水産物の生産から食品の製造、加工、流通、販売に至る全ての過程において、食品等及び食品の安全性に関与する生産資材が安全かつ適正に取り扱われるよう必要な措置を講じなければならない。

2 食品関連事業者は、自らが取り扱う食品等及び自らの事業活動に係る情報の開示、県民との積極的な交流等を通じて、食品に対する県民の安心感の向上に努めなければならない。

- 3 食品関連事業者は、自らが取り扱う食品等の自主的な回収に着手したときは、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止するため、直ちに必要な情報を県に提供しなければならない。
- 4 食品関連事業者は、前三項に定めるもののほか、県が実施する食品の安全性の確保等に関する施策に協力しなければならない。

(県の責務)

第六条 県は、第三条に定める基本理念にのっとり、食品の安全性の確保等のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 県は、食品関連事業者と連携し、食品等の安全に係る情報を収集し、必要な情報を公表しなければならない。
- 3 県は、前条第三項の規定により情報の提供を受けたときは、速やかに、必要な情報を公表するとともに関係機関の長に提供しなければならない。
- 4 県は、前条第三項の規定による回収の措置が、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認められるときは、当該回収を行った食品関連事業者に対し、回収の措置に関する助言その他の必要な措置を講じなければならない。

(市町村との連携)

第七条 県は、食品の安全性の確保等に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(国等との協力)

第八条 県は、食品の安全性の確保等に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

- 2 県は、食品の安全性の確保等を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、食品の安全性の確保等のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 施策の基本となる事項

(安全な食品等の生産)

第十条 県は、安全で良質な食品等の生産を促進するため、食品等について適切な生産管理が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、安全で良質な食品等の生産に資する農林水産物の生産のための農林水産業の振興に関する施策の充実に努めなければならない。

(検査及び監視の体制の整備)

第十一条 県は、食品等の生産から消費に至る全ての過程において、食品の安全性の確保等に関し適切な取扱いが行われていることを検査し、及び監視するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を円滑に実施するため、検査の受付の一元化等検査及び監視の一元的な体制の整備に努めなければならない。

(適正表示の推進)

第十二条 県は、食品の安全性の確保等に重要な役割を果たしている食品の表示が、適正に実施され、かつ、県民の食品に対する安心感の向上に配慮した効果的な方法で行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民と食品関連事業者の信頼確保)

第十三条 県は、県民と食品関連事業者が相互に理解を深め、信頼関係を構築できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(積極的な情報開示及び知識の普及)

第十四条 県は、食品の安全性に関する情報を積極的に開示するとともに、県民の食品の安全性に関する知識を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第十五条 県は、県の行う食品の安全性の確保等のための施策の策定に当たっては、その施策に関する情報を県民に提供し、及び県民が意見を述べる機会を設けることにより、その施策の策定の過程における公正性及び透明性を確保するとともに、その施策が県民の意見を適切に反映したものになるよう必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理体制の整備)

第十六条 県は、食品等による健康被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するための危機管理体制を整備するよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第十七条 県は、食品の安全性に関する調査研究を推進し、及びその成果を普及するよう必要な措置を講ずるものとする。

(食品の安全性に関わる人材の確保及び育成)

第十八条 県は、食品の安全性に関して専門的な知識を有する人材を確保し、及び育成するよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章 施策の推進

(推進体制の整備)

第十九条 県は、食品の安全性の確保等に関する施策を立案し、及び積極的に推進するための総合的な体制を整備するものとする。

(基本計画)

第二十条 知事は、食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県食品安全行動基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品の安全性の確保等に関する目標
- 二 食品の安全性の確保等に関する施策の方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、食品の安全性の確保等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び食品関連事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告等)

第二十一条 知事は、議会に対し、毎年度、県が食品の安全性の確保等に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十月十五日条例第五十七号）

この条例は、平成二十六年十一月二十五日（以下「施行日」という。）から施行する。

指標一覧

項 目			2017 年度 実績	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	担当課
施策の方向 1 食品等の安全性の確保									
1 コンプライアンスの推進									
(1)	コンプライア ンスの周知 啓発の推進	食品表示等総合講習会 （事業者対象）の受講者数 累計	496 人	400 人	800 人	1,200 人	1,600 人	2,000 人	県民生活課 生活衛生課 業務水道課
		食品衛生責任者講習会の実 施回数	171 回	130 回	130 回	130 回	130 回	130 回	生活衛生課
		ホテル・旅館・飲食店等の立 入検査件数	115 件	100 件	100 件	100 件	100 件	100 件	県民生活課
2 自主衛生管理の推進									
(1)	HACCP の 導入支援	HACCP に関する研修会の参 加人数	126 人	200 人	200 人	－	－	－	生活衛生課
3 監視指導・検査の推進									
(1)	食中毒対 策	食品衛生監視指導計画中の 施設監視達成率	209%	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食品衛生責任者講習会の実 施回数（再掲）	171 回	130 回	130 回	130 回	130 回	130 回	生活衛生課
		集団給食施設の調理従事者 等を対象とした衛生講習会の 実施回数	56 回	50 回	50 回	50 回	50 回	50 回	生活衛生課
		ぎふジエ衛生ガイドラインに 沿った解体処理施設数 累計	－	31 施設	36 施設	40 施設	－	－	農村振興課
(2)	アレルゲン 対策	食品衛生監視指導計画中の 食品製造施設への立入検査 施設数	113 施設	100 施設	100 施設	100 施設	100 施設	100 施設	生活衛生課
		アレルゲン検査数 累計	32 検体	30 検体	60 検体	90 検体	120 検体	150 検体	生活衛生課
(3)	放射性物 質対策	県内に流通する農畜水産物 等に対する放射性物質検査 数 累計	80 検体	25 検体	50 検体	75 検体	100 検体	125 検体	生活衛生課
		空間放射線量率の定点測定 地点数	12 地点	12 地点	12 地点	12 地点	12 地点	12 地点	環境管理課
(4)	農薬対策	県内に流通する食品（輸入 農産物等を含む）の残留農 薬検査数 累計	160 検体	160 検体	320 検体	480 検体	640 検体	800 検体	生活衛生課
		県内に流通する輸入食品 （加工食品）の残留農薬検 査数 累計	50 検体	50 検体	100 検体	150 検体	200 検体	250 検体	生活衛生課

項 目			2017年度 実績	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
(4)	農薬対策	県内に流通する輸入食品（農産物等）の残留農薬検査数 <u>累計</u>	87 検体	80 検体	160 検体	240 検体	320 検体	400 検体	生活衛生課
		農薬販売店の検査数	977 件 / 1,270 店舗	全販売店の半数	全販売店の半数	全販売店の半数	全販売店の半数	全販売店の半数	農産園芸課
		県内産農産物の残留農薬基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	農産園芸課
		農薬販売者・使用者等研修の受講者数 <u>累計</u>	701 人	400 人	800 人	1,200 人	1,600 人	2,000 人	農産園芸課
(5)	食品添加物対策	県内に流通する食品（輸入食品を含む）の食品添加物検査数 <u>累計</u>	447 検体	430 検体	860 検体	1,290 検体	1,720 検体	2,150 検体	生活衛生課
		県内に流通する輸入加工食品の食品添加物検査数 <u>累計</u>	128 検体	120 検体	240 検体	360 検体	480 検体	600 検体	生活衛生課
(6)	遺伝子組換え食品対策	県内に流通する食品の遺伝子組換え検査数 <u>累計</u>	32 検体	30 検体	60 検体	90 検体	120 検体	150 検体	生活衛生課
		県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査数 <u>累計</u>	1 検体	1 検体	2 検体	3 検体	4 検体	5 検体	農産園芸課
(7)	環境汚染物質・環境因子対策	米のカドミウム検査数 <u>累計</u>	3 検体	3 検体	6 検体	9 検体	12 検体	15 検体	生活衛生課
		牛乳等の PCB 検査数 <u>累計</u>	2 検体	2 検体	4 検体	6 検体	8 検体	10 検体	生活衛生課
		農作物中の重金属等の調査数 <u>累計</u>	92 検体	90 検体	180 検体	270 検体	360 検体	450 検体	農産園芸課
		ダイオキシン類常時監視検体数	30 検体	33 検体	33 検体	33 検体	33 検体	33 検体	環境管理課
		水生生物保全に係る環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境管理課
(8)	畜水産物対策	薬剤耐性菌調査検体数 <u>累計</u>	17 検体	10 検体	20 検体	30 検体	40 検体	50 検体	畜産課
		動物用医薬品不適正使用把握件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	畜産課
		畜産農家への立入・巡回指導の実施	1,409 件 / 1,409 農場	全農場に対して年度ごとに 1 回実施					畜産課
		家畜診療施設（診療獣医師）に対する指導の実施	72 件 / 72 施設	全施設に対し年度ごとに 1 回実施					畜産課
		動物用医薬品店舗販売業者（特例店舗販売業者を除く）に対する立入検査の実施	14 件 / 24 店	全店舗の半数に対し年度ごとに 1 回実施					畜産課
		動物用医薬品特例店舗販売業者に対する立入検査の実施	56 件 / 114 店	全店舗の 1/3 に対して年度ごとに 1 回実施					畜産課

項 目			2017年度 実績	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
(8)	畜水産物 対策	県内に流通する食肉等の残留動物用医薬品検査数（輸入品含む） <u>累計</u>	462 検体	500 検体	1,000 検体	1,500 検体	2,000 検体	2,500 検体	生活衛生課
		県内に流通する輸入食肉等の残留動物用医薬品検査数 <u>累計</u>	82 検体	75 検体	150 検体	225 検体	300 検体	375 検体	生活衛生課
		指導を実施する養殖経営体等の割合	87%	85%	85%	85%	85%	85%	里川振興課
(9)	健康食品 対策	健康食品試買検査数 <u>累計</u>	20 検体	20 検体	40 検体	60 検体	80 検体	100 検体	薬務水道課
		食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数 <u>累計</u> （再掲）	496 人	400 人	800 人	1,200 人	1,600 人	2,000 人	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
(10)	食品表示 対策	食品表示関係法令に基づく合同立入検査の実施回数 <u>累計</u>	867 回	600 回	1,200 回	1,800 回	2,400 回	3,000 回	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
		食品表示法に基づく立入検査の実施回数 <u>累計</u>	1,489 回	1,200 回	2,400 回	3,600 回	4,800 回	6,000 回	生活衛生課
		食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数 <u>累計</u> （再掲）	496 人	400 人	800 人	1,200 人	1,600 人	2,000 人	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
		ホテル・旅館・飲食店等の立入検査件数（再掲）	115 件	100 件	100 件	100 件	100 件	100 件	県民生活課
		食品表示に関する講習会（消費者対象）の実施回数 <u>累計</u>	53 回	50 回	100 回	150 回	200 回	250 回	生活衛生課
(11)	輸入食品 対策	県内に流通する輸入食品（加工食品）の残留農薬検査数 <u>累計</u> （再掲）	50 検体	50 検体	100 検体	150 検体	200 検体	250 検体	生活衛生課
		県内に流通する輸入食品（農産物等）の残留農薬検査数 <u>累計</u> （再掲）	87 検体	80 検体	160 検体	240 検体	320 検体	400 検体	生活衛生課
		県内に流通する輸入食品の食品添加物検査数 <u>累計</u> （再掲）	128 検体	120 検体	240 検体	360 検体	480 検体	600 検体	生活衛生課
		県内に流通する輸入食肉等の残留動物用医薬品検査数 <u>累計</u> （再掲）	82 検体	75 検体	150 検体	225 検体	300 検体	375 検体	生活衛生課

項 目			2017年度 実績	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課	
(12)	食品廃棄物対策	食品衛生監視指導計画中の食品製造施設監視達成率	169%	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課	
		休業施設の監視指導数	13 回 / 7 施設	把握している全休業施設に対し 1 回/年						生活衛生課
		食品衛生責任者講習会の実施回数（再掲）	171 回	130 回	130 回	130 回	130 回	130 回	生活衛生課	
		ぎふ食べ歩き運動協力店登録店舗数 <u>累計</u>	－	50 店	180 店	200 店	－	－	廃棄物対策課	
4 危機管理体制の構築										
(1)	危機管理 対策の推進	食品安全連絡会議の開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	生活衛生課	
		食品緊急情報メール登録者総数	431 件 (401件※1)	420 件	440 件	460 件	480 件	500 件	生活衛生課	

※1 平成30年10月に配信不能分を整理した実数値。

施策の方向 2 食品に対する安心感の向上									
1 リスクコミュニケーションの推進									
(1)	双方向の リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーション事業等の参加者数 <u>累計</u>	1,143 人 ※2	1,200 人	2,400 人	3,600 人	4,800 人	6,000 人	生活衛生課
		リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	97%	90%	90%	90%	90%	90%	生活衛生課
(2)	食品の安全と信頼に関する情報の提供	食卓の安全・安心ニュースの発行数	12 回	12 回	24 回	36 回	48 回	60 回	生活衛生課
		メールマガジン登録者総数	254 件	320 件	340 件	360 件	380 件	400 件	生活衛生課
		メールマガジン配信数	15 回	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回	生活衛生課
(3)	県民の意見の収集と活用	食品安全対策協議会の開催回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	生活衛生課
		食品安全対策モニター人数	448 人	500 人	500 人	500 人	500 人	500 人	生活衛生課
		県民アンケート調査の対象人数	1,709 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	生活衛生課
		食品安全相談員の数	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人	県民生活課 生活衛生課
2 食品の安全・安心に関する教育の推進									
(1)	学校等における食品安全教育の推進	食品安全教室の参加者数 <u>累計</u>	894 人※2	1,000 人	2,000 人	3,000 人	4,000 人	5,000 人	生活衛生課
		食品安全セミナー参加者の理解度	—	90%	90%	90%	90%	90%	生活衛生課

※2 H26～29年度の平均値

項 目			2017年度 実績	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	担当課
(2)	地域社会 における 食品安全 教育の推 進	リスクコミュニケーション事業等の参加者数 <u>累計</u> (再掲)	1,143 人 ※2	1,200 人	2,400 人	3,600 人	4,800 人	6,000 人	生活衛生課
		リスクコミュニケーション事業参加者の理解度 (再掲)	97%	90%	90%	90%	90%	90%	生活衛生課
		食卓の安全・安心ニュースの発行数 (再掲)	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	生活衛生課
3 食品の安全に関する各認定制度の活用									
(1)	食品の安全に関する各認定制度の普及推進	GAPにおける農場評価件数 <u>累計</u>	－	300 回	600 回	－	－	－	農産物流通課
		ぎふジビエ登録店舗数 <u>累計</u>	71 店	154 店	191 店	230 店	－	－	農村振興課
		ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数 <u>累計</u> (再掲)	－	50 店	180 店	200 店	－	－	廃棄物対策課

施策の方向 3 将来にわたる安全な食生活の確保

1 県内産農畜産物の生産・消費の推進

(1)	環境にや さしい農 業の推進	GAP における農場評価件数 <u>累計</u> (再掲)	—	300 回	600 回	—	—	—	農産物流通課
(2)	地産地消 の推進	農産物直売所販売額 (年間)	160 億円	138 億円	140 億円	142 億円	144 億円	146 億円	農産物流通課
		県内学校給食における県内 産野菜・果実の使用割合 (年間)	23%	22%	23%	24%	25%	26%	農産物流通課
		県内学校給食の牛乳消費量 に占める県内産牛乳の割合 (年間)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	畜産課
		「県産品愛用推進宣言の店」 の新規指定数	14 店	10 店	10 店	10 店	10 店	10 店	地域産業課
		キノコの生産量	3,531t	3,000t	3,000t	3,000t	—	—	県産材流通課

2 食品の安全を支える調査研究の推進

(1)	食品の安 全を支え る調査研 究の推 進・活用	試験研究機関による技術支 援の実施件数	2,373 回	1,000 回	1,000 回	1,000 回	1,000 回	1,000 回	産業技術課
-----	-------------------------------------	------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

3 食品の安全を守る人材の確保

(1)	食品の安 全を守る 人材育成 の推進	食品衛生監視員等研修会の 実施回数	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	生活衛生課
		食品表示担当者研修会の実 施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	生活衛生課
		保健所試験検査担当者研 修会の実施回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	生活衛生課
		食肉衛生検査技術研修会の 実施回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	生活衛生課
		病性鑑定技術研修会の実施 回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	畜産課

食の安全に関する相談窓口一覧

■ 食の安全相談窓口

食の安全に関する総合窓口です。質問、要望、提案などを受付しています。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁食品安全推進室 (生活衛生課内)	058-272-8284 c11222@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域
岐阜保健所	058-380-3001	羽島市・各務原市・羽島郡
岐阜保健所本巣・山県センター	058-213-7268	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111(266)	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111(261)	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011(355)	関市・美濃市
関保健所郡上センター	0575-67-1111(352)	郡上市
可茂保健所	0574-25-3111(355)	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
東濃保健所	0572-23-1111(357)	多治見市・瑞浪市・土岐市
恵那保健所	0573-26-1111(253)	中津川市・恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111(324)	高山市・飛騨市・大野郡
飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111(353)	下呂市

(岐阜市)

名 称	電話番号等	所管区域
岐阜市保健所	058-252-7194	岐阜市

■ 農産物の総合相談窓口

岐阜県の安全・安心・健康な農産物に関する生産者、生産方法、販売先等の相談窓口です。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁農政課	058-272-8415 c11411@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域

食の安全に関する県関係機関一覧

■ 県庁

名 称	電話番号等	業務内容
食品安全推進室 (生活衛生課内)	058-272-8284	食の安全全般、食品衛生 健康食品（健康増進法関係）
薬務水道課	058-272-8285	健康食品（医薬品医療機器等法 関係）
農政課	058-272-8415	農産物全般
里川振興課	058-272-8293	水産物
農産物流通課	058-272-8418	地産地消
農産園芸課	058-272-8435	農薬、肥料、農産物への有害物質 ぎふクリーン農業、野菜・果樹・茶の生産、 米・麦・大豆の生産、花きの生産
畜産課	058-272-8449	畜産物

■ 現地機関

業 務	名 称	電話番号	所管区域
食 品 衛 生 ・ 健 康 食 品	岐阜保健所	058-380-3001	羽島市・各務原市・羽島郡
	岐阜保健所 本巣・山県センター	058-213-7268	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
	西濃保健所	0584-73-1111	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
	西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111	揖斐郡
	関保健所	0575-33-4011	関市・美濃市
	関保健所郡上センター	0575-67-1111	郡上市
	可茂保健所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	東濃保健所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那保健所	0573-26-1111	中津川市・恵那市
	飛騨保健所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡
	飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111	下呂市

■ 現地機関（続き）

業 務	名 称	電話番号	所管区域
農 業	病虫害防除所	058-239-3161	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市 ・本巣市・羽島郡・本巣郡・大垣市・海津市・ 養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡・美濃加茂 市・可児市・加茂郡・可児郡・関市・美濃市・ 郡上市・多治見市・瑞浪市・土岐市・中津川 市・恵那市
	病虫害防除所 飛騨支所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡
農 産 物 全 般	岐阜農林事務所	058-264-1111	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市 ・本巣市・羽島郡・本巣郡
	西濃農林事務所	0584-73-1111	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
	揖斐農林事務所	0585-23-1111	揖斐郡
	可茂農林事務所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	中濃農林事務所	0575-33-4011	関市・美濃市
	郡上農林事務所	0575-67-1111	郡上市
	東濃農林事務所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那農林事務所	0573-26-1111	中津川市・恵那市
	飛騨農林事務所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡
	下呂農林事務所	0576-52-3111	下呂市
畜 産 物	中央家畜保健衛生所	0584-73-1111	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市 ・本巣市・羽島郡・本巣郡・大垣市・海津市・ 養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡
	中濃家畜保健衛生所	0574-25-3111	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市 加茂郡・可児郡
	東濃家畜保健衛生所	0573-26-1111	多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市
	飛騨家畜保健衛生所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡